

第三章 近世の地方制度

第一節 加藤氏時代の肥後

天正一四年（一五八六）一〇月、肥後全土を配下におさめた島津義久が豊後の大友氏に対して攻撃を開始すると、これに抗しかねた大友宗麟は、豊臣秀吉に救いを求め、これに応じて秀吉は翌天正一五年三月九州討伐を開始した。戦国の争乱期に肥後に割拠していた豪族たち——五十人衆あるいは国衆とよばれていた——は、秀吉が肥後南関に入った四月一三日より、薩摩出水に入った四月二七日までの間にいずれも降伏し、相良氏も八代において降伏して、肥後はすべて秀吉に帰属した。島津氏も反抗の不可を知って、義久は五月八日川内の秀吉の本陣に來つて降伏を請い、かくして九州統一を終わった秀吉は、帰途につくとき六月二日南関において天草と球磨を除いた肥後全土を佐々成政に与えることになった。しかしこのとき五十二人衆などの諸豪は、いずれも秀吉の朱印状を与えられて、旧勢力の存在を認められていた。いま一例として相良長毎の配下にあった水俣城を与えられた深水宗方についてみれば、次の朱印状が与えられている。

肥後国求麻郡の内に於いて、本知式拾四町、今度新知として同国葦北郡の内水俣五拾五町、津那木拾八町、都合九拾七町扶助せしめ畢んぬ。全く領知を致し、向後奉公之忠勤を抽ずべきものなり。

天正十五 五月晦日（秀吉朱印）

深水三河入道とのへ
（相良文書六九四号）

このほか隈部親永（八〇〇町）、城久基（八〇〇町）、大津山家稔（三二〇町）、宇土顕孝（五〇〇町）、和仁親実（二五〇町）などいずれも朱印状を受けていた。そのため成政の支配はかかる独立した小領主の上に

立つてのことであつて、肥後の完全な一円支配ではなかつた。そのうえ彼は秀吉によって三年間の検地不施行を指示され、一揆の防止について注意を与えられた。かく極度に制約された肥後支配であつたため、佐々が外山（富山）から家臣を率いて熊本に入城しても、家臣に与える知行はほとんどなく、ために「殿下（○秀吉）の御下知に背き国侍に御朱印の面知行等相渡さず、（中略）佐々検地俄に申付け」て隠田の摘発を行つたため国衆は反抗し、「百姓下々に対し非分等申懸くるにつき、迷惑に及び一揆起」という有様であつた。（相良文書六九五号・六九六号）佐々に對して先ず反いたのが隈部の隈部であり、続いて大津山・和仁・辺春・甲斐など城北の諸豪族が反乱をおこし、いわゆる国衆一揆をひきおこした。成政は柳川の立花宗茂に応援を求め、秀吉も福岡の黒田孝高・小倉の毛利勝信に出兵を命じ、薩摩の島津義弘も來援して一揆を滅ぼし、一揆に関係しなかつたことを弁解した白間野・城・赤星・宇土なども本領を没収して、国衆の大部分を一掃してしまつた。しかも成政に対しては上洛を命じ罪状三か條を挙げて、天正一六年五月一四日尼崎において切腹を命じ、佐々の肥後支配は一一か月にして終つた。

佐々成政没落後の肥後は、二分して加藤清正・小西行長の兩名に与えられた。小西は宇土・益城・八代の三郡を領して宇土に居住し、加藤は他の九郡を領して隈本に居住し、その知行高は普通小西二四万石、加藤二五万石と云われている。しかし実際に加藤に与えられた知行高は次のとおりである。

肥後国領知方目録事

- | | |
|----------------|------|
| 一、四万参千八百五拾五石 | 玉名郡内 |
| 一、老万式千七百七拾六石六斗 | 山鹿郡 |
| 一、九千九拾六石六斗 | 山本郡 |
| 一、参万式千八百八拾四石六斗 | 飽田郡 |

一、壹万貳千六百五拾五石 佐磨郡
 一、壹万五千九百五拾石 菊池郡
 一、貳万五千五百石 合志郡
 一、四万八百四石八斗 阿蘇郡
 一、六千五百六拾石壹斗 葦北郡
 合拾九万四千九百拾六石

此内
 千石 小代伊勢守(○親忠)
 参千石 同 下総守(○親泰)
 壹万六千石 国侍二被下分
 拾七万五千石 其方身充被下分
 以上

天正壹拾六年閏五月十五日(秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ
 (前田家所蔵加藤文書)

すなわち清正に与えられた知行高は右九郡一九万四九〇〇余石のうち、小代氏と国侍に渡される二万石を差引いた一七万五千石であり、俗に云われる二五万石とは大きく相違している。また右の郡高も江戸時代を通じて基準とされる寛永十一年(一六三四)の肥後国郷帳とは著しく違っている。郷帳における右九郡高合計は三二万七千余石となり、宇土・益城・八代三郡は合計一九万三千石で、小西領の俗称二四万石ともこれまた異なっている。

文禄・慶長の役においてはげしい対立を示した加藤と小西は、慶長五年(一六〇〇)関原役がはじまると東西に分かれ、敗れた小西が刑死したあと小西領もすべて加藤に与えられ、天草もその支配に加えられて、清正による肥後の一円支配が完了した。しかし天草は清正の請によって、豊後鶴崎・野津原・九住の地二万三千石と交換されて天領となり、ついで寺沢氏領となった。

清正による肥後の一円支配は一二年、前後を通じて二四か年、その間各地の河川改修や新地造成を行ったと云われ、また隈本築城を行った。

隈本は慶長十二年(一六〇七)熊本と改めた。――慶長一六年(一六一一)清正は歿し、後を嗣いだ忠広の治世は二年に及んだが、寛永九年(一六三二)改易されて加藤氏の支配は絶え、小倉より細川忠利が入国して細川氏の支配が始まることになる。

江戸時代における肥後の統治は次のとおりである。

肥後藩(加藤氏――細川氏)

飽田・託摩・宇土・益城・八代・芦北・玉名・山鹿・山本・菊池・合志・

阿蘇二郡 五一万九、八九一石四一五

豊後直入・大分・海部三郡の内 二万、二四〇石一一〇

相良藩(相良氏) 球磨郡 二万二、一六五石

相良氏預米良 二四六石一一〇

天領

天草郡(はじめ私領) 初 三万七、四〇九石二五二

後 二万一、〇〇〇石

五箇庄(はじめ加藤氏・細川氏支配) 四万四六〇

第二節 肥後藩の地方制度

一、細川氏の統治

寛永九年(一六三二)五月二二日幕府は参府してきた加藤忠広を品川に停めて入府させず、そのまま池上本門寺に軟禁し、六月一日肥後改易の命が下されて、忠広は出羽庄内に配流され、酒井忠勝に預けられて一万石を給され、嫡子光正は飛騨の金森重頼に預けられ、百人扶持を与えられることになって、加藤氏の肥後支配は終り、同年一〇月四日小倉の細川忠利に肥後移封の命が下った。忠利は一二月六日小倉を發し、九日熊本に入城して細川氏の肥後統治が始まり、以後つづいて明治二年(一八六九)の版籍奉還に至るのである。

江戸時代における肥後国の統治は、相良藩の球磨郡と天領天草郡および

び五箇庄を除いた一二郡に、豊後三郡を加えて五万石余であったが、細川氏はその一部を割いて二つの支藩を設けていた。宇土支藩と新田支藩がそれである。

忠利の肥後入国するときその父忠興は中津より八代に入城し、隠居料として九万二千石を領していた。そのうち三万石を割いて四男立孝に与えたが、立孝は正保二年（一六四五）閏五月卒し、忠興も同年一二月八代城に歿したので、忠利の後を嗣いでいた藩主光尚は、家老首席の松井興長を城代として八代城に置き、立孝の子行孝を宇土に移して支藩とした。時に正保三年七月二九日のことで、その所領は次のとおりである。

- 宇土郡のうち 一万二千八石九斗
- 益城郡のうち 一万九千七百九十一石
- 合 三万一千七百九十九石

宇土細川家は一代行真のとき版籍奉還となるが、その間六代立礼と八代立政は宗家を嗣いで、斉茲・斉護となる。

新田支藩は細川利重を始祖とする。利重は光尚の第三子で、綱利の弟にあたる。寛文六年（一六六六）七月藩主綱利は弟利重に三万五千石を与えて支家を創設させたが、知行地を与えず蔵米を以て給し、定府として江戸に居住させた。これを俗に新田支藩と称している。新田支藩は一〇代利永に至って終わるが、その間利重の三男利武は綱利の養子として藩主宣紀となる。大政奉還後明治元年三月利永は家族および家臣を率いて江戸を退去し、四月二三日熊本に帰省して、高瀬町岩崎原に陣屋を構え、高瀬藩と称した。

二、行政機構

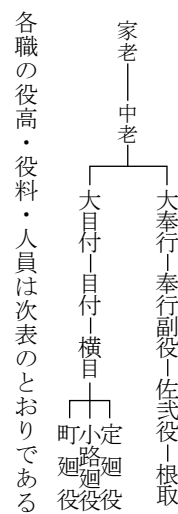
職制

肥後藩の行政機構は、細川氏の小倉領時代の機構を踏襲拡張したものである。しかしその小倉藩支配は三三年であったので、その機構も完備してはいなかったであろうし、また移封後は肥後の実情に即応す

るよう漸次改廢して、五〇年後の延宝時には大略完成していた。

熊本城代には細川氏一門の長岡内膳・長岡図書の家を宛て、八代城代には松井氏を置いた。八代城は加藤氏の代より元和の一国一城令の除外令として、その存置を許されていた。

藩政の最高職は家老で、その下に次の職制が敷かれていた。



職名	役高	役料	人員
家老	三、五〇〇石	二〇〇俵	三家老外二人
中老	三、〇〇〇	二〇〇	二
大奉行	一、五〇〇	一〇〇	一
大目付	一、五〇〇	一〇〇	二
奉行	一、五〇〇	一〇〇	二
奉行副役	八〇〇	五〇	四
目付	五〇〇	四〇	二
目付	三〇〇	二〇	八
横目	五人扶持		一三

家老は松井・米田・有吉の三家は世襲で、これを三家老と称し、他の二人は三淵・沢村その他三家に准ずる格式の家より選ばれた。大奉行は奉行所の責任者であり、大目付の一人は江戸詰で旅家老とよばれた。

藩庁機構 藩庁を奉行所と称し現在の熊本城内御幸坂を登りつめた西

側の位置にあった。その組織は次の一六の部局に分けられていた。(官職制度考)

- ① 当用局 当直詰侍の詰所、雑事や臨時の用件取調
 - ② 機密局 告諭・政令など機密文書の取扱
 - ③ 考績方 考課事務
 - ④ 選挙局 人事および庶民の賞罰
 - ⑤ 勘定局 藩の財政事務全般
 - ⑥ 町 局 熊本府および四か町の支配
 - ⑦ 客屋局 渉外関係事務
 - ⑧ 普請作事掃除道方 藩庁の修理と城下の道路修築
 - ⑨ 城内局 城内の兵器・資料・食糧管理
 - ⑩ 船 方 川尻と鶴崎におかれた船方奉行の役所
 - ⑪ 学校方 文武教育全般
 - ⑫ 刑法局 検察行刑
 - ⑬ 屋敷方 熊本府内侍屋敷の管理
 - ⑭ 類族局 切支丹類族の監督管理
 - ⑮ 郡 局 地方行政、貢租事務
 - ⑯ 寺社方 寺社関係事務
- 右の一六分職は重賢の宝暦の改革に当たって統合されて五年(一七五七)には一三となり、翌六年には一二分職に縮小され、局を方と改めた。これを表示すると下表のとおりとなる。

三、地方行政

郡と石高 郡名は古代よりの呼称のままである。すなわち球磨・天草を除いて肥後藩に属したのは玉名・山鹿・山本・菊池・合志・阿蘇・飽田・託摩・益城・宇土・八代・葦北の一二郡に、豊後直入・大分・海部の三郡を併せた一五郡であった。益城郡は広大であるので、鎌倉初期に

宝暦五年	勝手方	選挙方	学校方	町屋方	客屋方	普請方	作事方	掃除方	船方	刑法方	屋敷方	郡方	寺社方
六年	勘定方	选举方				普請作事方	掃除方						城類方

石高には郷高と現高とがある。郷高は軍役高とも称し、幕府に公式に届け出された石高で、軍役賦課の基準となるもので、肥後藩の五四万一千石、相良藩の二万二、一〇〇石がこれである。現高は実収で郷高よりはるかに多く、肥後藩は七四万石余であり、相良藩は四万三、二〇〇石であった。左にその数例をとって表示する。なお開墾や干拓による新田開発によって増加した新田高の一例として、一九世紀初頭のものを元高とともに表示した。

はずでに「益城上郡」と記録して、郡を分けているが、一般には元禄ごろに沼山津・木倉・矢部の三手永を上益城、鯨・甲佐の二手永を中益城、杉島・河江・廻江・中山・砥用の五手永を下益城として三郡に分け、次で上中を合わせて上益城とした。ただし上下二分後も総称の益城郡はなお用いられた。

玉名郡は江戸中期には、六手永のうち南関・中富・内田の三手永を上玉名郡、小田・坂下・荒尾の三手永を下玉名郡と呼んだこともあるが、宣紀代手鑑・肥後国志・普通には玉名は一郡であった。

(注) 手永については後述する。

郡	年代 高	元和 8	寛永 11	慶安 3	元禄 14	元文元	文化年間	
		1 6 2 2	1 5 3 4	1 6 5 0	1 7 0 1	1 7 3 6	1 8 1 0 頃	
		現 高	郷 高	〃	〃	現 高	元 高	新田高
飽 田 託 摩 上 城 下 益 宇 城 八 土 葦 代 山 北 玉 本 山 名 菊 鹿 合 池 阿 志 直 蘇 大 入 海 分 部		70,429	51,033	〃	〃	70,430	69,055	1,194
		28,483	19,088	〃	〃	28,438	30,707	1,279
		181,051	124,471	123,433	〃	181,051	93,115	5,170
		34,197	25,710	25,709	〃	34,197	24,865	873
		61,778	42,877	〃	42,882	61,778	61,251	1,320
		19,383	17,535	17,534	〃	19,384	19,299	1,635
		25,676	17,387	〃	〃	26,226	26,244	410
		114,201	73,928	73,927	〃	114,202	119,946	5,249
		35,405	33,117	33,116	〃	35,405	35,816	301
		26,584	26,463	〃	〃	26,584	28,037	1,407
		48,505	34,691	〃	〃	48,505	49,806	1,885
		63,047	54,628	〃	〃	63,047	63,114	4,892
		23,107	2,511	〃	〃	5,835(4)	5,507	454
			10,057	〃	〃	13,406	13,458	733
		7,673	〃	〃	7,677	7,748	235	
計		731,841	541,170	519,891(2)		736,210	751,655	29,512
球 磨 天 草			22,165(1) 21,077	22,165 37,409	〃 21,769(3)			

- 注 1、(1)は上段が拝領高、下段が新田高である。
- 2、(2)の計には豊後三郡の高が加えられていない。
- 3、(3)天草代官鈴木重成が天草の石高半減を願って自刃したのは承応二年であり、半減が決定したのは万治二年ことである。
- 4、(4)阿蘇谷の内一〇村か二、九二八石が久住手永に編入されたのは慶安四年である。
- 5、本表作製の資料は次のとおりである。
- 元和 八年……「加藤家侍帳」森下所蔵
寛永 一年……「肥後国郷帳」
慶安 三年……「細川六丸(綱利)代(肥後国中之絵図)」熊本県図書館蔵
元禄 四年……「肥後国絵図」北岡文庫蔵
元文 元年……「肥後国中郡手永村附」本田彰男蔵
文化年間……「肥後藩の経済機構」
- 五か町** 地方行政は次の系統に分かれる。
- 屋敷方支配……城下の侍屋敷
町方奉行——熊本の町屋
町奉行……四か町
郡代支配……各郡
- 地方行政区最大のものは郡で、郡代の支配下にあったが、右のとおり熊本・八代・川尻・高橋・高瀬の五か町は町方に属し町方奉行の支配を受けていた。また侍屋敷は町方とは別に屋敷方の支配下にあった。熊本は肥後藩の首都で熊本府と称され、政治・経済・文化の中心であったので、町奉行をおかず町方奉行の直接支配下にあった。町屋は大略一六の区域に分け、これを懸と称し、さらに八〇数丁に細分されていた。懸と丁とは安永元年(一七七二)に一四懸八六丁(肥後国志)、文化八年(一八一)に一五懸八二丁(官職制度考)、文化十一年(一八一四)に一六懸八七丁(諸御郡村附帳)であった。次に元文元年(肥後国中郡手永村附)と文化十一年とを比較してみる。

西古町	古細工町	職人町	蔚山町	新三丁目	新式丁目	新老丁目	懸	元文元(一七三六)
呉服老丁目 同式丁目 同三丁目(馬借町) 古桶屋町 川端町	挽町 新細工町 高麗門町 木 老丁目 式丁目 三丁目 四丁目 五丁目 石塘	三町	老丁目 式丁目 八百屋町	瓶屋町 塩屋町 新鳥町	桶屋町 段山町 檜物屋町	新魚屋町 新馬借町	丁名	
同	細工町 (七)	同(二)	同(二)	同(四)	同(六)	同	懸	文化二(一八一四)
同 同 同	同 同五丁目 同三丁目 同四丁目	下職人町 上職人町 中職人町	上ノ丁目 下ノ丁目 八百屋町	同 同 同	同 同 新桶屋町 檜物町		丁名	

京町	紺屋町	東古町	中古町	
京老丁目	紺屋今町 紺屋阿弥陀寺町 同三丁目 横町 紺屋老丁目 同式丁目	新大工町 新鍛冶屋町 山崎町順正寺門前 慶徳町連光寺門前 古魚屋町老丁目 古川町 宝町	金屋町 小沢町 西萬町式丁目 板屋町 同三丁目 東萬町老丁目 米屋町老丁目 同式丁目	東阿弥陀寺町 西阿弥陀寺町 古鍛冶屋町 中唐人町 西唐人町 長者町
京老丁目	同(七)	同(二) ○	同(二) 二	(二) 一
	紺屋新今町 同 同 同 同	同 同 同 古魚屋町老丁目 同式丁目 同 同	通り丁 古魚屋町 魚屋三丁目 同式丁目 同 同 萬老丁目 米屋老丁目 同	同 同 同 同 同 同

京二丁目	同	
今京町	同	
出京町	同	上ノ丁 下ノ丁 新出京町
本坪井町	(八) 同	本坪井老丁目 同 本坪井横町 同 新町(浄行寺町)
新坪井町	(二二) 同	鍛冶屋町 同 同 同 堀端町 紺屋町 寺原町

右表にも見るとおり新式丁目は五丁が六丁とされ、本坪井町は六丁が八丁とされているなど、丁の数と自治体としての丁数とが合致しないところがある。これは一丁が二つに分けられ、また二丁を一丁としたところもあるからである。懸には二人から六人の町別当があり、その数は享保年間には三六名であった。各丁には一人の丁頭があり、その下に五人組をつくり組頭一人を置いた。

川尻は熊本の中の外港で、藩の御船手すなわち海軍が置かれ、また飽

田・宇土・益城一八手永の蔵米を積出す津端でもあった。

高橋は熊本の西方白川口にある外港で、熊本で消費される薪炭の大部分は、ここから高橋船により坪井川を遡上して熊本に運ばれ、ここに藩の薪炭会所と薪倉がおかれていた。

高橋は中世以来栄えた港で、八代・川尻とともに三津端とよばれ、蔵物積出においては最大であった。

八代は城代松井氏支配の城下町で、熊本に次ぐ都市であり、下益城・宇土・八代・葦北四郡中一二手永の年貢収納の米倉があり、これを積出す津端でもあった。

川尻以下の四か町には次のとおりの町奉行を置いた。高瀬町奉行は宝

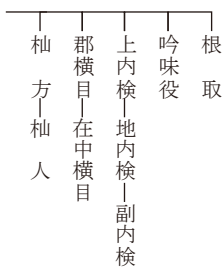
川尻	一人	五〇〇石
高瀬	一人	二〇〇石
高橋	一人	二〇〇石
八代	二人	松井家の家士

暦六年(一七五六)廃し、明和元年(一七六四)復活した。これら五か町は政治的に郡代支配より独立していたばかりでなく、経済的にも幾多の特権を有していた。いま一二の例を挙げ

よう。元禄一六年(一七〇三)や宝暦四年(一七五四)には他国商人の入国を禁じて熊本商人を保護し、また寛文一〇年(一六七〇)の田舎における酒小売禁止を除外し、文化九年(一八二二)の町人衣服制限令にも在町商人と区別した。

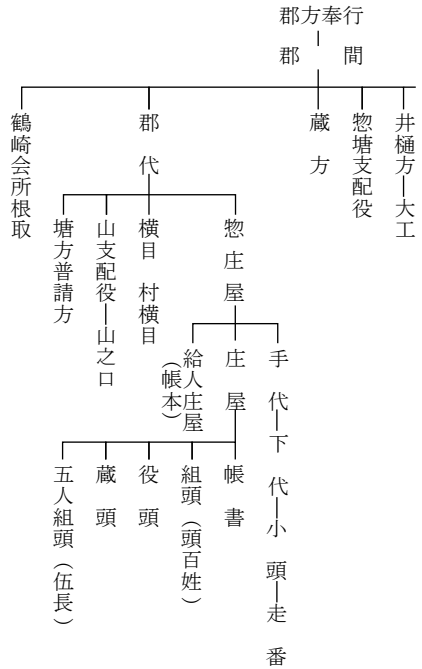
郡政機構 左に機構の大略を表示する。(中山市之助「本藩官職統領指

掌図」による)



年 郡	寛政七		享和三		文化八		天保一三												
	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴									
	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	23	23	23	23	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19

奉行所の郡局に二人の郡奉行があり、その下に郡代ほか第一段の諸役があった。内検に検見、袖方は製材事務、井樋方・塘支配役は治水、蔵方は熊本・大津・鏡・川尻・八代・高瀬・久住の米倉の支配役である。郡代は郡政の直接責任者である。人数は時によって異なり、一郡二名のこともあり、二郡兼任のこともあった。次に四つの例についてその人数を見る。



本表は左記の史料によって作製した。

- 1、寛政七年……大津手永手鑑（熊本女子大編「肥後藩の農村構造」所収）
- 2、享和三年……北里手永手鑑（同書）
- 3、文化八年……官職制度考（肥後文獻叢書）
- 4、天保一三年……廻江手永略手鑑（成松亭蔵所蔵）

なお一領一疋・地侍・郡代直触・郡医師・社人・寺社などが、直接郡代支配下におかれていたが前表には省略した。

四、手永制度

手永の語義 明治大正時代の郡治においては、村は郡に直結した最小の自治体であったが、藩政時代の村は郡には直結せず、その中間に数か村乃至数十か村を一単位とした行政区画が存在した。これを地方によって種々な名称でよんでいる。すなわち

十村組……金沢藩 筋……大垣藩
通……盛岡藩 組……柳川藩他

などで、多くは組とよばれていた。この組に一人の大庄屋を置き、大庄屋はその管轄下にある数か村を支配し、数人の村庄屋を配下におさめていた。肥後藩ではこの区域を手永とよび、大庄屋を惣庄屋とよんだ。手永は懸とも呼んだが一般には手永と称され、また惣庄屋も対外的には大庄屋と呼んでいた。

手永も組も村の集合体であるが、村数においては可なりの相異がみられた。四五か村くらいを一単位とした金沢の十村組は別として、他藩の組は大略一〇か村くらいであった。例えば天草は全島八七か村を一〇組に分けていたので、一組平均八か村となる。奥平氏の中津藩では一一組一七五か村であるので、一組平均一六か村となる。これに比して肥後藩

の手永ははるかに大きかった。享和三年（一八〇三）における最大の手永は、上益城郡矢部手永の七七か村で、小は葦北郡久木野手永の二か村、津奈木手永の四か村などある。このときの村数は豊後三郡の肥後領八八か村を除いて一五〇二か村で、手永数四七であるので、一手永平均三二か村となる。特殊事情にあった葦北郡六手永三二か村を差引けば平均三六か村となる。明治初年には村数はさらに増加して一八三二を数えるので、一手永平均三九か村となり、他藩の組よりはるかに大きかったことを知る。

葦北郡は九州山地の末端が海に迫り、平地に乏しく物資にも恵まれず、郡総高も一万九、二九五石で、一郡一手永の山本郡——正院手永二万六、二四三石、六三か村——より高は少なかった。そのため集落の発達は遅れ、村数も少なかった。村高五一八石の久木野村一か村をもって久木野手永を設置したのは、その南が薩摩藩伊佐郡に、東が相良藩一勝地村に接する山間部にあるので、対外関係を考慮してこの措置をとったものであり、二四の小村にも庄屋を置いていた。

「てなが」とは公家武家の給仕人を云い、また神祭の神饌運搬者をよんだ。佐渡地方においては田地の世話人を云った。相良藩においては「拙者手永一勝地村」（宝永七年巡見使応待覚）のように支配地を意味するものとして使用され、肥後藩においても同様な意味に用いられたことがある。すなわち寛永一〇年（一六三三）六月、玉名郡奉行宛波多中庵書状に

玉名郡広福寺山林之事……只今竿を入御改候て、寺内の山林大方何ほどと御書付け、所之庄屋以下先代より御免之証文御取候て、只今如何仰付らるべきやと御意を得られ然るべく候、……其外にも御手永之内は、寺之先代よりの御免之藪林御改候て、右の如く証文以下御取仰上られ然るべく候（広福寺文書一七号）

とあり、「手永」が支配あるいは支配地の意味に使用されている。

中世用語であるこの「てなが」の語が、大庄屋あるいは惣庄屋の支配

する近世自治体の呼称として使用されるに至った所以を、北九州に自己の手の届く範囲を「てなが」とよぶ方言があることに由来すると云し、官職制度もまた「懸」に「方言二手永ト云、他邦三組ト云」と註している。制度としての「手永」の語はこの方言によるものと解するのは妥当である。しかし最初から「手永」と称していたのではない。慶長年間の小倉藩で、「捌」や「手捌」の語が使用され、（小倉藩人畜改帳）杵築藩が「手永捌大庄屋」と称しているのは（杵築藩大庄屋庄屋名簿）、その発展段階を示しているものであろう。

手永制を実施したのは、肥後藩と會ての細川領であった豊前・豊後のうち、小倉・日出・杵築の三藩と、水野氏の岡崎藩とである。細川氏の所領時代手永制を実施していた中津藩も、細川氏に代わって入城した小笠原氏は、手永制を廃して組制とし、次の奥平氏もそのまま組制を実施した。豊肥の手永制はすべて細川氏との関係において発生したが、九州を遠くはなれた岡崎に手永制が施行されたのは何故か。水野氏が唐津在城当時豊肥の手永制を見聞して、岡崎移封後これを実施したのでであろうという所説『肥後藩の手永制度』経済史研究三四号所収）が今日行われているが、これは誤りである。水野氏は正保二年（一六四五）吉田より岡崎へ移り、さらに宝暦二年（一七六二）唐津へ転じ、忠邦に至って文化一四年（一八一七）唐津より浜松に移っている。唐津在城中見聞した手永制を、岡崎に移したことにはならないわけで、岡崎の手永制は独自に実施されたとみるべきである。

手永制度の創始 肥後藩の手永制度は、細川氏小倉領時代の制度をそのまま肥後に実施したと考えてよい。従って肥後を見るには、まず豊前豊後のこの制度を見なければならぬ。慶長五年細川氏の入国当初の藩勢は、後年細川領と云われるものとはかなり趣を異にしていた。すなわち細川氏直轄領のほかに、由布院・横灘の江戸御料所（一万四千石）があつて、松井氏が代官に任ぜられており、木付（杵築）地方（六、三四〇石）は松井氏（佐渡守康之）の知行地速見・国東・宇佐三郡のうちに

において、その一円支配的な性格を有たされてきたようである。かかる三つの性格を異にした地域を含む細川領であったので、その地方支配機構の設置についても、かなりの差異が見られる。右のうち由布院・横灘（別府地方）の江戸御料所は元和元年より八年までの間に細川領に組入れられたが、木付の松井氏知行地は元和年間は依然として松井氏の一円支配地的性格をもっていた。

細川氏の地方支配機構としてはまず慶長一六年（一六一一）の「捌」「手捌」が見られる。木付地方は六か村が九名の代官によって支配され、次郎左衛門捌、市左衛門手捌などと呼ばれているが、この代官は村庄屋的な性格しか有っていない。

由布院においては庄屋・肝煎の置かれた七か村、一一か村、五か村が各々一つの捌となり、横灘また四か村が一つの捌であり、その捌の支配者は惣庄屋とよばれている。つまりこの地域は二七か村が四捌に分かれ、四人の惣庄屋によって支配され、後の手永の原型を示している。小倉領において手永が初めて現れるのは慶長一九年である。同年の「下毛郡伴天連門徒御改帳」に手永が見られる。（熊本大学蔵松井文書）その手永と惣庄屋だけを記せば次のとおりである。

- 福嶋村惣庄屋半右衛門手永
- 深水村惣庄屋惣左衛門手永
- かさせ（蟻瀬）村惣庄屋新五兵衛手永
- 戸原村惣庄屋太郎兵衛手永
- 守実村惣庄屋清左衛門手永
- 梶木村惣庄屋刑部手永
- 落合村惣庄屋喜左衛門手永
- 東谷村惣庄屋孫介手永
- 西谷村惣庄屋次兵衛手永
- 津民村惣庄屋清三郎手永
- そき（曾木）村惣庄屋与左衛門手永

これでは後年手永に加えられている藤木村と山移村とは惣庄屋でありながら手永とされていない。
 ついで元和八年（一六二二）由布院・横灘の四手永について、前記慶長一六年の四捌と比較対照して見る。

地域		慶長一六年		元和八年	
	捌名	支配村名	手永名	支配村名	
横灘	助允捌	石垣、立石、浜脇、別符	手永	同、	同、小野小平
由布院	市左衛門手捌	乙丸、荒木、徳野、津々野、山浦、畑、小平	乙丸市左衛門手永	同、	同、内徳野、
〃	次郎右衛門捌	幸野、水池、中園、下依、中依、平、山崎、石丸、怒留湯、山ノ口、東畑	石丸次郎右衛門手永	同、	同、同、同、同、
〃	甚左衛門捌	前徳野、光水、石武、並柳、塚原	石武甚左衛門手永	同、	同、同、同、

右二つの史料によって見るに、①手永の創始は慶長一九年であること。②成立当初の手永は捌を改称したものであることが知られる。もともと慶長一九年の「伴天連門徒改帳」は日付が二月二十八日となっていて、年初であるので、手永への改称は前年であるかもしれないが、いまここでは一九年としておく。

この「捌」より「手永」への改編は何を意味するか。単に中世的な勢力範囲の意味から、近世大名の支配機構への転換であると云つてよからう。而して右慶長一九年と元和八年の手永について見ても、「手永」が中世的な意味から完全に脱却しているとは云えない。前者の場合は「深-water村惣庄屋惣左衛門手永」のように「村惣庄屋」を冠しており、「深水惣左衛門手永」という完成期の呼称は行っていない。後者の場合は、手永は「石武甚左衛門手永」と呼びながら、惣庄屋は「石武村惣庄屋甚左衛門」と依然として「村」の字が加えられている。

右述のとおり手永の創始は慶長一九年であるが、このときのもは史料不足のため、細川領全域に実施されたか否かは不明である。完成した手永の姿を見せてくれるのは、さきに由布院・横灘四手永の例を引用した元和八年の「人畜改帳」(細川文庫蔵)である。これによると細川領豊前八郡豊後二郡の家数・人口とともに、惣庄屋数合計七三名が記され、各手永は地名を苗字とした惣庄屋名でよばれている。このうち下毛郡だけは、左のとおり郡内を三つの組に分けている。

里三組(深水・蠣瀬・福嶋三手永) 高一三、〇二四石

上津野組(落合・東谷・西谷・山移・藤木・手島六手永) 高四、九七
七石

山国組(守実・加木野・津民・槻木・戸原五手永) 八、二八四石

かく手永の上に組を設け、組の高まで記載しているが、組の支配者は見られないので、支配機構とは考えられない。

この七三の手永も翌元和九年には統合されて五五に減じた。なお右人畜帳について見ても、松井氏(興長)の知行地木付には、手永制度も実施されず、惣庄屋も見られない。松井氏の勢力に対しては、細川氏の支配もまだ完全には浸透していなかった。

—この項松本寿三郎氏の論稿による。(熊本史学二三号)

五、肥後藩の手永制度

(一) 手永制度の成立

手永創始年代諸説 肥後においては加藤氏が慶長十一、二年(一六〇六、七)ごろ郷組制をしいていたが、(城南町史)細川氏の入国によって手永制が実施されたその実施は何年であるか。文献の上では寛永一一年一〇月一二日付河江五右衛門から種山久右衛門外四名宛書状に「種山久右衛門殿御手永」とあるのが初見である。(淇水文庫蔵)寛永一一年より一五年迄御触状写^①

肥後における手永の創始期については次の四説がある。

- 1 寛永九年
- 2 寛永一〇年
- 3 寛永一五年
- 4 年代を明示せぬもの

1 寛永九年説 井田行義、玉名郡誌がある。井田行義には「寛永九年御入国ノ後組ヲ手永、大庄屋ヲ総庄屋ト改ム」と記しているが、細川氏の入国が寛永九年一二月九日であるので、その年内の実施は困難であったであろう。

2 寛永一〇年説には新撰事蹟通考、郡村誌、下益城郡誌、日本歴史辞典などがある。新撰事蹟通考には

寛永十年先君新置郷長、是謂総庄屋、其所宰司村邑称手永

と記し、郡村誌はすべて「寛永十年癸酉在郷ヲ廢シ某某手永ヲ置ク」と記し、各村については「寛永十年癸酉某手永に属し」と記している。下益城郡誌は守富荘の条に「寛永十年二月益城郡を十手永とする」と記している。

3 寛永一五年説 平野家文書目録の解説に、編者は「寛永十五年七月組を懸に、大庄屋を惣庄屋と改めている」と記している。手永制施行完了のときのことであろうか。

4 年代を明示せぬもの

① 官職制度考「当国の事組を手永と云、総庄屋と云事妙解公襲封之後かくは

		住吉組 [頭百姓 (与頭) 甚左衛門尉]											永村組 [永村庄屋 八郎兵衛]													
大	上	妻	高	高	同	同	同	伊	川	川	住	住	住	住	富	富	村	村	古	富	富	田	福	福	久	久
津	大	越	永	永	村	村	村	坂	辺	辺	吉	吉	吉	吉	納	納	吉	吉	閑	村	吹	本	本	米	米	
付	津	村	村	村	(IV)	(III)	(II)	(I)	出	村	分	分	分	分	村	村	村	村	村	分	分	分	分	分	分	
出	出	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	
シ	分	村	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	
二	三		五	一	一	一	二			一	二	四	四	五	六		九				二					
二	八		七	八	〇	〇	七			〇	〇	〇	一	一	〇		九				一					
五	五		三	三	〇	〇	石			〇	〇	〇	一	一	〇		石				二					
石	石		石	石	石	石	石			石	石	石	石	石	石		石				石					
”	”		”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”		”	”	”	”	”	”	”	”	”	
		庄								庄															庄	
		屋								屋															屋	
		喜								甚															左	
		兵								左															衛	
		衛								門															尉	
										尉																

津久礼組 [下津久礼庄屋九郎兵衛]														大津組 [大津頭庄屋 喜兵衛]																
吉	石	山	弓	大	同	柳	入	上	同	同	上	同	下	立	瀬	大	大	下	上	森	同	森	同	下	上	苦	塔	塔	引	
原	原	尻	削	堀	村	水	道	津	村	村	津	村	津	野	田	林	林	吹	吹	村	村	村	村	村	竹	竹	迫	迫	水	
村	村	村	村	村	分	村	村	分	(III)	(II)	(I)	分	分	村	村	分	村	村	分	(II)	(I)	(II)	(I)	村	村	村	分	村	村	

平川組 [平川村庄屋 源蔵]											下町組 [下町庄屋 忠右衛門]																				
高柳村	小原村	川原村	杉水村	杉水村	中窪田村出分	"	"	中窪田村	牧出村	牧出村	古城村	平川村出分	平川村	下陣内村出分	下陣内村	上陣内村出分	上陣内村	灰塚出分	灰塚村	中代出分	中代村	中代村	上町村出分	上町村本分	下町本分	下町本分	津留村	川窪村	御領村		
		六二石			百八十五分	九十分		四百石分				五三〇石余		四七六石			一六八石								二〇〇石	四四〇石		三五〇石	八六石		
庄屋とせず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	庄屋	庄屋源蔵	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	庄屋	"	"	"		
																	津久礼組				下町組								"	"	"

平	湯船村	高柳村出分	庄屋
"	"	"	"

右の史料にも見るとおり寛永一〇年（一六三三）には合志郡は一〇組に分けられていた。もともとこれらのうち下町組だけは表紙に記載され、その左下に異筆で「町村くみ」と記されており、他はすべて左下に異筆で組名が書かれているので、この組名はやや時期が下って、同年後半か翌一年のものであるかもしれない。しかし「下町組」だけは明らかに一〇年二月のものである。仮に他の組名を翌年のものとしても、まだこれらは細川氏入国後一年くらいのものであるので、この組制は細川氏の制度というよりむしろ前の加藤氏時代のものであると云わねばならない。

各村の人畜改帳は庄屋を責任者として提出され、これに組の責任者が証判を加えているが、その加判者も住吉組が「くみ頭」或いは「与頭」甚左衛門尉であり、大津組が「頭庄屋」喜兵衛であるほかは、すべて「広生村庄屋」或いは「永村庄屋」として、村庄屋の身分のままである。すなわち組頭は独立した存在でなく、自身は一村の村庄屋であり、同時に自身の属する数か村の筆頭庄屋としてその組の代表者を兼任しているのである。例えば大津組であれば、その代表者喜兵衛は、下大津村の庄屋であり、同時に大津組二〇か村の代表者として、頭庄屋の資格において加判しているのである。

寛永一〇年のこの一〇組は一二年になると漸次統合されてくる。手永完成までの系統を表示すると次のようになる。同年の地撫帳（熊本県立図書館蔵）によれば組数が六つに減じ、その代表者は大津喜兵衛・津久礼九郎兵衛・平川徳左衛門・竹迫弥三兵衛・坂井五右衛門など惣庄屋として組名を名乗っている。この惣庄屋中寛永一〇年の与頭から昇進した者は大津・津久礼・坂井の三名である。（下町組の惣庄屋名は判明しない）

寛永一〇(一六三三)	組	村数	庄屋数		
	大津組	一三	二〇		
	津久礼組	一二	一七		
	下町組	七	一三		
	平川組	一〇	一七		
	住吉村組	五	一四		
	竹迫組	八	一一		
	弘生組	二	一四		
	永村組	八	一四		
	上生組	二	一三		
	坂井組	六	九		
				寛永一二年 (一六三五)	
					正保元 (一六四四)
					宝暦年間 (村数)

玉名郡についてみれば、寛永一〇年正月一三日の千田河原村他七村の人畜改帳にはただ「伊倉之内」と記すだけで、組も手永も記入されていないし、責任者も庄屋連名で直接代官に提出しており、組頭の証判もない。一二年になると玉名郡内に次の組が現れる。

(後の内田手永) 内田組・安楽寺組・上村与次兵衛組
(〃 小田手永) 小田組・伊倉組
一二年中の組名の下限は一〇月の伊倉組であるが、一方では同年四月に手永が出現し、七月までに次の八手永が設置された。

- 小田半右衛門手永
- 関市郎兵衛手永
- 山田藤兵衛手永
- 荒尾弥左衛門手永
- 中富勝右衛門手永
- 坂下九左衛門手永
- 大野市兵衛手永
- 府本源左衛門手永

木葉村	上村与次兵衛組	同	一六	年	
上木葉村	〃				延宝八年
山口村		志柿市郎兵衛手永			
上迫村		小永軍七郎手永			
南青木村		〃			
青木村		〃			
溝上村		内田源兵衛手永			
内田村		〃			
白石村		小田半右衛門手永			
日平村	小田組	〃			
米渡尾村		内田源兵衛手永			
前原村	内田組				

右寛永一二年の玉名郡における組と手永の例によつて、この時期が組より手永への転換期であると云えよう。地名だけでよばれた組の中に、上村与次兵衛組が地名を冠した惣庄屋名でよばれており、一方小田組の惣庄屋小田半右衛門は同時に小田半右衛門手永の惣庄屋であることは、何よりも雄弁にこのことを物語っている。

寛永一二年以後一六年(一六三九)までの間に組が手永に改組されて、玉名郡の手永はさらに次の五つが加えられた。

- 内田源兵衛手永
- 志柿市良兵衛手永
- 小永軍七郎手永
- 吉地市左衛門手永
- 伊倉孫左衛門手永

次に可能な限りにおいて手永制完成以前の玉名郡の組と手永とを復元してみよう。史料はすべて地撫帳による。

下原村	小嶋村	下鍛冶屋村	袋田村	上中富村	中分田村	上分田村	牟田村	江原村	岩原村	久野村	広野村	上千田村	鍋村	蜻蛉浦村	江田村	寄名村	木葉本村	萩原村	久米野村	烧米村	大屋村	西下津原村	上久井原村	長小田村	
					中富勝右衛門手永								大野市兵衛手永	小田組	坂下九左衛門手永	安樂寺組	小田半右衛門手永	小田半右衛門手永							
”	”	”	”	中富勝右衛門手永		”	”	”	”	”	中富勝右衛門手永		小田半右衛門手永					”	”	”	”	”	”	内田源兵衛手永	
			中	富			手			永			内		田			手			永				

宮原村	桜井本村	横田村	向津留村	大園村	東北帳村	横島村	大浜村	小野尻村	田崎村	南坂門田村	宮ノ尾村	高久野村	久重村	石尾村	今村	南原村	田原村	福山村	中林村	苧生田村	大黒村	小原村	肥猪東村	平野村	
								伊倉組	小田組		”	関市郎兵衛手永	坂下九左衛門手永												
				小田半右衛門手永					”	小田半右衛門手永	志柿市郎兵衛手永				”	”	”	志柿市郎兵衛手永	”	”	吉地市左衛門手永	志柿市郎兵衛手永	”	吉地市左衛門手永	
小		田			手			永					南		関			手			永				

右の玉名郡の組・手永分合を次に表示する。

大嶋村	宮内目村	蔵満村	長洲村	梅田村	本高浜村	宮崎村	折地村	原賀村	開田村	浜田村	土器屋村	高道村	下道村	中道村	上野口村	岩崎村	竹崎村	千田川原村	片諏訪村	御蔵村	辺田見村	
府本源左衛門手永		荒尾弥左衛門手永						大野市兵衛手永				大野市兵衛手永			山田藤兵衛手永				伊倉組			
							荒尾弥左衛門手永		小永軍七郎手永						坂下九左衛門手永						伊倉孫左衛門手永	
		荒	尾	手	永					坂	下	手	永						小	田	手	永

城北諸郡の手永 寛永一二年に組あるいは手永の存在を確認し得るのは前記合志・玉名の二郡にすぎないが、検地諸帳によって知られる右以外の惣庄屋は次のとおりである。

中富勝右衛門手永	府本源左衛門手永	荒尾弥左衛門手永	大野市兵衛手永	山田藤兵衛手永	坂下九左衛門手永	関市郎兵衛手永	安楽寺組	内田組	上村与次衛兵組	小田半右衛門手永	小田組	伊倉組	寛永一二年
中富勝右衛門手永	荒尾弥左衛門手永	坂下九左衛門手永	坂下九左衛門手永	坂下九左衛門手永	坂下九左衛門手永	吉地市左衛門手永	小永軍七郎手永	志柿市郎兵衛手永	内田源兵衛手永	小田半右衛門手永	伊倉孫左衛門手永	寛永一六年	
中富手永	荒尾手永	内田手永	坂下手永	内田手永	南関手永	坂本手永	内田手永	小田手永	延宝八年				

津高平浦村	高平出村	高平村	松崎村	亀井村	室園村	陣内村	万石村	麻生田村	立田本村	上立田村	村名	寛永一二年	寛永一四年
"	"	京町太郎右衛門	"	"	"	"	"	"	坪井源右衛門				京町太郎右衛門手永

この惣庄屋は組制のものか或いは手永制のものか不明であるが、組制のものとして見てよからう。このように飽田郡の一〇組（或いは手永）は翌年の寛永一四年には統合されて五手永に減じている。左に両年の支配関係を表示する。

五町手永

(飽田郡) 坪井源右衛門 京町太郎右衛門 五町甚右衛門 島崎次郎介
 横手又右衛門 横手五右衛門 嶋五郎左衛門 権藤次郎右衛門
 門 権藤源左衛門 錢塘与兵衛
 (詫摩郡) 本庄次郎兵衛 国府勝右衛門 田井島五郎左衛門
 (山本郡) 滴水八郎左衛門 二田太郎右衛門
 (菊池郡) 河原左左衛門 深河七郎左衛門 深河勘兵衛 限府作左衛門
 (山鹿郡) 山鹿仁兵衛 吉田勝右衛門 内田七郎兵衛

六郎丸村	東門寺村	野出村	大尾村	万樂寺村	柚木菌村	田畑村	豆尾村	坂下村	田上村	中尾村	鹿子木町村	糸山村	楠原村	西梶尾村	東梶尾村	長峰村	御馬下村	馬出村	前出村	飛田村	鶴羽田村	大窪村	山室村	打越村	
											坪井源右衛門								五町甚右衛門					京町太郎右衛門	
																				五町甚右衛門手永					京町太郎右衛門手永

井北長富柿西須北南 芹島迫尾原原坂岩岩 村村村村村村村立立 村	村 名
京町太郎右衛門	寬永一二年
京町太郎右衛門手永	寬永一四年

池田手永

白面嶽釜徳五竜太庄古桑上 浜木尾王町福郎閑鶴 村村村村村村村村村村	嶋崎次郎介 五町甚右衛門
五町甚右衛門手永	〃

久春横 末日手 村村村	村 名
横手又右衛門	寬永一二年
寬永一四年	

横手手永

方今山島迎孫半飽半薬下大下高谷池宮牧 近新開下五代田田師代友松橋尾上内崎 村村村村村村村村村村村村村	嶋五郎左衛門 横手又右衛門
權藤二郎右衛門手永	

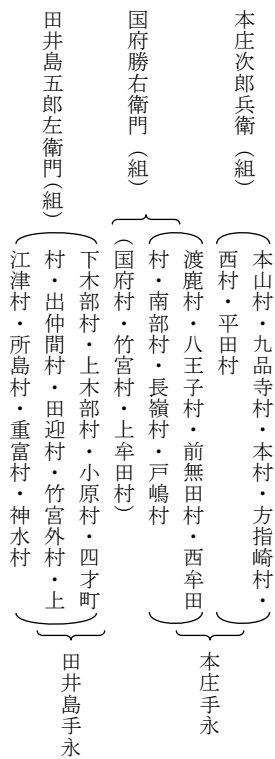
田崎村	横手又右衛門	
阿弥陀寺村	"	
宮寺村	"	
八島村	"	
蓮台寺村	"	横手又右衛門手永
新土川原村		
島村	島五郎左衛門	
荒尾村	"	
荇草村	"	
池畑村	権藤次郎右衛門	
南椎田村	"	
権藤村	"	
五町新開村	"	権藤次郎右衛門手永
土河原村	島五郎左衛門	
十三村	"	
東正保村	権藤次郎右衛門	
西正保村	"	
下大保村	錢塘与兵衛	
上大保村	島五郎左衛門	
妙実村	権藤次郎右衛門	
上白石村	"	
牟田口村		
洪江村	錢塘与兵衛	

右の飽田郡の手永成立の経過を表示すると次表のようになる。

参ヶ村	"		錢塘手永
北走潟村	"		
南走潟村	"		
平木村	"		
方丈村	"		
惟重村	"		
八町村	"		
二町村	"		
二十町村	権藤源左衛門		
鵜森村	"	権藤次郎右衛門手永	
西新開村			
下奥古閑村			
上奥古閑村	"		
道古閑村	"		
錢塘村	"	錢塘与兵衛	
海氏村			
小岩瀬村	"		
野田村		権藤次郎右衛門	寛永一二年
		権藤一郎右衛門手永	寛永一四年

寛永一二年	五町甚右衛門 嶋崎次郎介 坪井源右衛門 京町太郎右衛門 横手又右衛門 権藤次郎右衛門 権藤源左衛門 嶋五郎左衛門 錢塘与兵衛
寛永一四年	五町甚右衛門手永 京町太郎右衛門手永 横手又右衛門手永 権藤次郎右衛門手永 錢塘与兵衛手永
正保元年	五町手永 京町手永 横手手永 権藤手永 錢塘手永
延宝八年	五町手永 池田手永 横手手永 錢塘手永

詫摩郡は寛永一二年の段階において後の本庄・田迎両手永の地域が三つの組（或いは手永）に分れていたが、一四年の史料を欠くので、その推移の状況を詳かにしない。そこで一二年の組とその所属村を挙げるにとどめておく。



菊池郡については寛永一二年と一四年に次の組が見られる。一四年は手永であるかもしれないが確認できない。

村名	寛永一二年	寛永一四年	延宝八年
深川村	深川七郎左衛門（組）		
北ノ宮村	〃		
西寺村	深川勘兵衛		
限府西寺村	限府作左衛門		
野間口村	深川七郎左衛門		
高野瀬村			
長野村	限府作左衛門		
寺町村	〃		
辺田村	〃		
蛸穴村		深川七郎左衛門	
袈裟尾村			
玉祥寺村			
道場村			
米原村			
木山村		限府作左衛門	
上竜徳村			
下木部村	深川七郎左衛門		
木野本村	〃		
池田村	限府作左衛門		
阿佐吉村	〃		
白水村	〃		
小楠野村	〃		
寺尾野村	〃		

市野瀬村	限府作左衛門		
広瀬村	河原左衛門		
下妙見村			
姫井村			
大塚村	深川七郎左衛門		
広瀬古閑村	"		
夜間村	"		
輪足村	河原左衛門		
平野村		河原左衛門	
虎口村	限府作左衛門		
		河原	手永

山鹿郡は前記のとおり山鹿仁兵衛・吉田勝右衛門・内田七郎兵衛の三惣庄屋の支配下にあったが、これは後山鹿・中村の両手永となる。

山本郡は寛永一二年には前記のとおり滴水八郎左衛門・二田太郎右衛門の二惣庄屋がいたが、一五年（一六三八）には滴水五兵衛が給地の支配者として見られる。

城南地方の手永 城南地方については、検地帳などの史料がほとんど失われているので、その手永成立の事情を明らかにすることができないが、その成立は城北地方と大差ないと考えられる。組制についてはただ一つ、寛永一〇年益城郡上島組に村名不詳の田畑撫竿帳がある。（肥後豊後検地諸帳目録原本焼失）また先祖帳（県立図書館蔵）によれば、寛永年間より宝暦年間まで横田・甲佐両手永の惣庄屋をつとめた横田氏（後田上と改姓）の初代次郎右衛門が、寛永一〇年益城郡横田組の惣庄屋に任ぜられた記録があり、城南にも手永制以前に組の存在したことを教えてくれる。また益城郡には「慶安二年赤見与村々奉公人改御帳」によって、侍帳などの史料で確認できない赤見手永の存在を知ることができる。

年代	寛永					宝暦8
	寛永10	12	14	16	正保元	
郡						
飽田		10			5	4
託摩		3			2	2
山本		2			1	1
玉名		5組 8手永		13	9	6
山鹿		3			2	2
菊池		4	3		2	2
合志	10組	6組			3	2
計		41			24	19

（城南町史）また下益城・八代・葦北三郡について「寛永十一年より十五年迄御触書写」（淇水文庫刊）によって、寛永一一年には次の手永と惣庄屋が確認できる。

下益城郡 河江五右衛門
八代郡 種山久右衛門 興善寺助右衛門
宮地五郎右衛門 高田理右衛門
葦北郡 二見弥五右衛門 田浦助兵衛
佐敷五郎兵衛 湯浦九郎右衛門
津奈木藤左衛門 水俣吉左衛門
久木野大内蔵 大野善右衛門
市瀬又兵衛

右のうち葦北郡においては、寛永一一年五月および六月は大庄屋と記されており、八月に惣庄屋の語が用いられている。一〇月一二日には

「種山久右衛門殿御手永」と記され、下益城郡・八代郡において前記五名の手永惣庄屋名が見られる。一二月には葦北郡内において「手永切」の語が使用されており、翌一二年一月一九日には水俣吉左衛門以下前記九名の手永惣庄屋名が確認できる。これらの史料より見て、城南地方も寛永一一年中には手永制度が完成していたであろう。

肥後全藩の手永完成の貌が見られるのは、正保元年（一六四四）頃であり、これが寛文・延宝の藩制整備期に整理統合されてゆく。前頁表に寛永年間手永制成立期の城北地区の組・手永数を表示し、比較のため手永制度固定期の宝暦八年（一七五八）全藩五三手永時代を附記した。この表によって知られるのは、創設期の手永数は、中末期の約二倍で、全藩でおそらく一〇〇以上の数があったであろうし、さらにそれ以前の組数は寛永一〇年と一二年の合志郡の例に見るように、全藩で一五〇くらいの数があったであろう。（前頁表）

（二）手永の推移

手永の変遷 手永は江戸時代初期の寛永末頃完成するが、その後も改廃分合が行われて寛文年間には五九に減じ、延宝年間の政治改革期に統合されて五三となり、途中正徳頃より矢部中島手永が設置と廃止を繰返し、安永頃には五二、文化頃には五一となつて、明治三年廃止まで続き、ここで四七郷となる。次にその推移を表示する。

郡	手永	石高	村数	会所	手永の変遷
田	五町	一七、八一〇 <small>石</small>	六四	山室	慶安頃 池田
田	京町	一七、四二八	三三	岩立	
飽	横手	一六、八九七	三五	田崎	慶安頃
摩	本庄	一四、七六五	三三	本庄	
詫	田井島	一五、九四〇	一〇	田迎	延宝六 田迎
城	鯉	二〇、一七七	二〇	鯉	
城	沼山津	二四、三三六	二八	沼山津	
益	豊田	一五、八四二	三三	下早川	寛文四 甲佐
益	横田				
益	木倉	一三、五二一	二三	辺田見	
益	矢部	一九、二三六	七六	浜村	
上	中島	(九、四二〇)	(三〇)		正徳四 天明頃

山本	葦 北						八 代	宇 土	下 益 城				
正院	久水津湯佐市大二田 木木奈浦浦敷瀬野見浦 野侯木浦浦敷瀬野見浦	種高興野 山田善寺津	郡松 浦山	中砥河廻赤杉 山用江江見島									
二六、二四三	四、七六〇 五一八	二、〇三九	三、〇〇三	三、八四七	五、一二八	一七、七二五	一六、二一四	一八、六四六	一六、七〇九	一〇、四三六	二七、二三一	二二、一六八	一六、一八三
六三	一七四六六一四一七	二四〇	二三	三〇三一	三九五二	三六二七	二一						
岩野	久陣津湯乙田 木木奈浦浦敷瀬野見浦 野内木浦浦敷瀬野見浦	岡上豐鏡 中平原	郡下松 浦山	堅土河隈杉 志喰江庄嶋									

阿蘇						合志	菊池	山鹿	玉名													
坂梨	内牧	野尻	菅尾	高森	鳥子	大津	板井	竹迫	河原	西寺	高瀬	湯町	南関	志柿	府本	荒尾	中富	坂下	小永	内田	伊倉	
一一、〇六三	九、〇二三	六、二二四	六、二一九	九、一〇二	九、〇七八	二三、〇四一	二六、七六四	一三、六三〇	一四、四〇七	一三、六三〇	一七、九三九	一七、八七七	二三、六七二		二二、八八一	一四、五〇五	一九、一六〇		二〇、一九五	二〇、六五八		
一二	三二	四一	六三	一五	一七	四七	五〇	三五	四四	三五	三二	三三	四八		四六	三〇	三七		五二	三九		
坂梨	内牧	津留	菅尾	吉田	布田	大津町	竹迫町	隈府町	袈裟尾		新町	竹林寺	関町		長須	宮根木			山部田	片諏訪		
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
					延宝頃 布田		寛文頃		延宝頃 深川		慶安頃 山鹿	延宝頃 中村	延宝七		寛文頃				寛文頃	寛文頃 大浜、延宝頃 小田		
					↓		↓		↓		↓	↓	↓		↓				↓	↓		
					↓		↓		↓		↓	↓	↓		↓				↓	↓		
					↓		↓		菊池郷		山鹿郷	↓	↓		↓				↓	↓		

海部	大分	直入		
関	冬田 高田 中村 野津原	久住	下城 北里	
七、七二七	五、七六三 三、八〇〇 三、八九四	五、五一七	五、七〇八 五、七一三	
二五	二二二 二六	一五	一三 一三	
関	上徳丸 野津原	久住	下城 北里	
	寛文頃 延宝頃 谷村 享和三		貞享四 馬場 元文元	波野村 久住郷 小国郷

右表中手永名は寛永末年のものを標出し、下にその変遷を示した。石高は各手永の現高を示し、村数と手永会所名とは享和三年の村帳によった。なお上益城郡矢部手永の村数と石高には中島手永分が含まれている。

右表によつてみれば、手永中石高の最大は八代郡高田手永の二六、三三三石で、最小は芦北郡久木野手永の五一八石である。また村数は矢部手永の七六か村が最大で、久木野手永の一か村が最小である。しかし久木野手永は前述のように対外的な特殊事情のもとに一村一手永とされているので、これを除けば、石高の最小は津奈木手永の二、〇三九石、村数の最小は同じく津奈木手永の四か村である。

手永の役所である会所は事情によつて移転している。次にその数例を挙げる。

- 錢塘手永 南中牟田↓北中牟田
- 矢部手永 浜村↓浜町
- 沼山津手永 沼山津村↓津留村
- 廻江手永 隈庄村↓廻江村
- 種山手永 岡中村↓興善寺村

正院手永 岩野村↓味取新町
 坂下手永 坂下村↓繁根木村
 山鹿手永 竹林寺村↓湯町
 河原手永 隈府町↓正観寺村
 竹迫手永 竹迫町↓福本村
 高森手永 吉田村↓吉田村新町

改称分合した手永 次に個々の手永の変遷について考察する。

(1) 京町手永 京町太郎右衛門手永が慶安頃池田太郎右衛門手永と改称する。これは手永会所が京町から岩立村へ移転したためである。

(2) 田井島手永 惣庄屋田井島五郎左衛門が延宝六年(一六七八)より田迎次郎左衛門となる。(熊本県立図書館蔵御惣庄屋知行年々物成帳) 前者が罷免されて後者の居住地田迎が会所となったためである。

(3) 豊内手永 新撰事蹟通考(肥後文献叢書三)には「豊内・横田寛文四年省之」と記し、渡辺玄察日記(文献叢書)によれば寛文四年の惣庄屋は豊内弥左衛門であり、翌五年一二月末には甲佐甚兵衛となっている。

(4) 横田手永 事蹟通考は前項同様寛文四年廃止と記し、また玄察日記に「此年(寛文四年)より横田手永改易にて木倉手永に当所もなる。」とあるが、先祖帳甲佐手永田上氏の項に、三代庄十郎のとき寛文四年閏四月手永割替があり、甲佐郷名に改められ、庄十郎が惣庄屋に任ぜられて、甲佐甚兵衛と改名し、甲佐手永横田村に知行所をもらつたと記しており、肥後国志・郷村帳などその後横田村はすべて甲佐手永に属している。横田手永が廃止後一時木倉手永に属し、後甲佐手永に移されたとも解釈できるが、玄察日記の誤りとすべきであろう。

(5) 中島手永 本手永は江戸中期に設置された唯一の例である。雑古記に「正徳四年中島・矢部手永分かれ、享保一七年合併」と記されている。矢部手永中三〇か村九、四〇〇石余を割いて中島手永を設置したものである。その廃止についてはその年代が区々である。

- 1 享保一七年(一七三二)合併
 - 2 享保一九年手永あり(事蹟通考)
 - 3 宝暦五年(一七五五)手永あり(侍帳)
 - 4 「両手永は矢部次兵衛在勤の第一手永となる。」(肥後藩の農村制度) 次兵衛は正徳四年より宝暦六年まで矢部手永の惣庄屋であった。
 - 5 宝暦八年(一七五八)手永あり(侍帳)
 - 6 全年七月合併(肥後近世史年表)
 - 7 細川宣紀代手鑑 中島手永はあるが惣庄屋名がない。手鑑の内容は享保一六年頃と思われるが、惣庄屋名は宝暦一三年前のものである。従ってこのとき中島手永は廃止されていたことを示している。
 - 8 天明五年(一七八五)五月合併
 - 9 寛政七年(一七九五)手永なし(北里手永手鑑) 以後中島手永の名は出ない。
- 以上のとおりで、幾度か廃止と復活を繰り返しているようである。

(6) 赤見手永 慶安二年頃下益城郡にあったが、後寛文頃杉島・廻江手永に分割された。

(7) 興善寺手永 興善手永とも云う。寛文四年御給人免附には惣庄

屋名が見られるが、新撰事蹟通考は「寛文中興善を省いて三手永と為す」(原漢文)と記しており、寛文延宝期の藩政改革期に本手永を廃して種山・野津・高田の三手永に分割したものである。

(8) 二見手永 新撰事蹟通考は寛文一一年(一六七二)八月田浦手永へ合併と記しているが、寛文四年御給人免附及び同五年免撫帳には二見・佐敷の惣庄屋名がなく、知行一五〇石の田浦助兵衛、二〇石の田浦勘右衛門と田浦姓を名乗る惣庄屋が二名ある。この勘右衛門が佐敷手永か二見手永の惣庄屋であるが、佐敷は廃止されないで、勘右衛門は佐敷の惣庄屋と考えるなら、二見手永はこのとき廃止されたことになる。

(9) 大野手永 肥後国志によれば寛文四年一月大野手永の内吉尾村を割いて田浦手永に入れ、全一三年八月手永を廃して大尼田・才木・市ノ瀬・告・漆河内の五か村を佐敷手永に、上久野川・大野・桑沢見三か村を湯浦手永に加えた」とある。この村のうち漆河内・告・才木の三か村は市の瀬村の小村であり、桑沢見村は大野村の小村である。従って本手永は廃止前は五か村であったことが知られる。

(10) 市瀬手永 「寛永一一年ヨリ同一五年四月迄御触書写」(昭和二年洪水文庫刊)によると市瀬又兵衛手永の存在が知られる。正保や慶安の侍帳には惣庄屋としての同名の名は見られないが寛文年間の手永整理によって、佐敷手永へ統合されたのであろう。

(11) 志柿手永 玉名郡村誌相谷村の項に寛永一〇年志柿手永に属し、延宝七年南関手永に属すと記している。同郡村誌は明治一六年の編纂である。寛永一〇年の手永成立は疑わしいが、延宝七年の志柿手永の廃止は信がおかれよう。

(12) 下城手永 寛永一五年設置(小国郷史)、貞享四年(一六八七)馬場三郎兵衛(松崎氏)を惣庄屋に任じて馬場手永と改称した。廃止の年代は享保一六年とも云い、また元文元年(一七三六)一〇月とも云う。

(13) 久住手永 はじめ直入郡のうち肥後領久住村・白丹村など六か村をもつて手永を設置したが、慶安四年(一六五二)波野地方より産山・山鹿・片俣・田尻・大利・小池野・波野・赤仁田・滝水の九か村(二、九二八石)を割いて久住手永に加えたもので、本手永は肥後と豊後の両地にまたがる。

(14) 谷村手永 廃止については、宝暦一三年八月野津原手永に合併(近世史年表)、享和二年差止(肥後藩の農村制度)、同三年(一八〇三)一〇月差止(雑撰録)の三説がある。

(三) 地方役人

手永役人 惣庄屋・山支配役・手附横目を手永三役と称した。肥後藩における惣庄屋の初見は、細川氏入国直前の寛永九年(一六三二)一月四日の文書である。

質取遣之儀如豊前にて被仰付置候、(中略)永代讓に遣候地方村庄屋裏書印形之上惣庄屋元にも根帳拵置、地主並請人於会所人別吟味之上、年号之所に根帳と証文に惣庄屋印形仕置可申候(御郡方御定式写)

しかしこれは豊前における惣庄屋を職名として使用したまでである。

肥後においては加藤氏が慶長一一・二年頃郷組制を組織し、大庄屋(頭庄屋・組頭)を任命したが、細川氏はこれを解体して、寛永一〇年(一六三三)五月に惣庄屋を任命したという(城南町史)。史料についてみると、前記のとおり寛永一〇年二月の合志郡人畜帳は、「くみ頭」「互頭」「頭庄屋」となっており、村庄屋は「小庄屋」または「庄屋」と記しているが、一二年には地名を冠した惣庄屋となっている。

葦北郡については次のことが知られる。寛永一一年五月に大庄屋屋敷調が提出され、これには吉左衛門以下九名の大庄屋名が記されており、六月九日の触状にも大庄屋と記されている。然し八月の触状には、

他国より走り人参候ば、不移時を所之小庄屋まで申届け、小庄屋より御惣庄屋へ可申届候、御惣庄屋より御郡奉行へ可申上候

とあり、末尾に惣庄屋藤左衛門が証判を加えている(触状写)。従って葦北においては、寛永一一年六月から八月の間に大庄屋より惣庄屋への切換えが行われたと見てよい。

初期の惣庄屋は、戦国末の豪族の子孫、他家や先代の浪人と称する者が多い。いま忠利時代の惣庄屋六一名中四三名につき、『先祖帳』によってその出自をみると次表のとおりとなる(竜峰村史)。この先祖帳は明和

7	9	9	2	1	1	2	2	2	7	1	43
臣屋臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣
家庄家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家
藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊
加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯
国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆

四年(一七六七)ごろ作製提出したものであり、各家の所伝を全部そのまま信ずることはできないが、その一斑は知ることができよう。

惣庄屋は世襲で在任の手永名を苗字とし、藩では二〇石から三〇石の知行を給して家臣団に組入れ、惣庄屋のもつ在地勢力を利用して地方統治を行っていた。

土豪などを中心とした初期惣庄屋は、宝暦改革までに土分として進席するか、御役御免によって、大部分はその職を去り、新たに一領一疋、地侍、百姓などの新勢力が惣庄屋に任ぜられ、苗字も手永名から本姓に復する者が多くなり、また頻繁に所替(転勤)が行われて、地域との結びつきが薄れ、単なる地方官僚としての性格だけしかもたなくなつてくる。その中であつて、家の格式と地域の重要性によって、細川時代を通じて、一か所に固定して惣庄屋職を世襲した家がある。水俣(深水氏)、田浦(檜前氏)、北里(北里氏)、菅尾(山村氏)、郡浦(並河氏)がこれである。矢部の布田氏も惣庄屋を世襲した家であるが、これは鯨・大津・坂下などを歴任している。

惣庄屋には知行と、役料として筆墨料が給され、また代官を兼任して

いたので、代官給も支給されていた。知行は前期には一般に二〇石乃至三〇石であったが、特別なものとして五町（一〇〇石）、銭塘（五〇石）、田浦（一五〇石）、水俣（二五〇石）、北里（五〇石）、豊後高田（一〇〇石）があった。しかし宝暦頃から田浦・水俣の一五〇石、北里の五〇石だけが残されて、他は初二〇石、年功によって一〇石加増されて三〇石が支給されることに定めた。筆墨料は初七石、宝暦九年より五石加増されて、一二石となった。

山支配役は郡代の支配下にあつて、山・藪の管理と植林を行う役で、はじめ山奉行がおかれ、次で惣庄屋の兼任となり、延宝八年惣庄屋が代官を兼任することになったので、山奉行は専任となり、宝暦六年（一七五六）より御山支配役と改称した。山支配役の支配下にあつて、山林見廻、根柢、盗伐取締、山火事防止などに当たったものに、山口・山横目・山下見廻・山番などがあつた。

手代	一
下代	一
副手代	一
当用上聞	一
根柢	一
会所詰	三
小頭	八
小頭代	五
外廻小頭	四
見習	五
手習	五
惣人数	三五

手附横目は郡代の指揮下にあつて、郡中の取締に当たるもので、明和四年（一七六七）に新設された。のち唐物抜荷改方横目が新設されて、手附横目はその兼任となった。

三役のほか手永役人には、井樋方助役・塘方助役・会所見廻・手永見廻・蚕桑見廻・紙楮見廻・鳥乱者見廻・勸農倡方・旅人見廻その他各手永共通のものと、手永独自のものとあり、合わせて数十役あつた。

会所役人 手永の役所である会所には、基準としては惣庄屋の下に手代・下代・小頭・走番があり、人員は手代・下代は各一人で、小頭以下は数人あり、走番はまたいくつかに分かれていた。いま廻江手永の例についてみると、上表のようになつていた。（城南町史附載『廻江手

永略手鑑』惣庄屋以下の手永役人には、知行、給米、筆紙墨代、引高などの諸給与があつた。これも手永によって異つていた。

六、准町と在町

前述のように五か町は郡代の支配外にあつたが、郡代支配下にあつた宇土・佐敷・鶴崎の三か所は、准町として五か町に准じた取扱いをうけていた。宇土は支藩三万石の所在地であり、佐敷には番所、鶴崎には番所と御船手が置かれていたためである。

各地に地方経済の中心となつた在町があつた。次に五か町、准町在町の町名と戸数を表示する。（享保頃手鑑）

在	町			准町	五か町
	上益城郡	詫摩郡	飽田郡		
八代郡	下益城郡	上益城郡	詫摩郡	飽田郡	五か町
鏡（五七） 宮原（四二） 吉本	原町 小川（二二〇） 隈庄（一三五） 松橋（一一五）	岩下（三八） 浜町 御船（六六） 木山（六五） 馬見原（四八）	宝町	小島（九〇） 鹿子木（三三）	熊本（三、〇四八） 川尻（六九〇） 高橋（二九五） 八代（六八五） 高瀬（五五〇） 宇土（三四五） 佐敷（一一〇） 鶴崎（二五九）

飽田 詫摩 上益城 下益城 宇土 八代 葦北	郡		年代
	村	村	
九四 二九	大村	寛永二一 一六三四	寛永二一
二八六 四八 六〇 三〇	大村	一六五一	
九三 三〇	大村	享保一六 一七三二	慶安四
二八九 四八 六二 三五	大村	一七三二	
一一一 三九	大村	安永元 一七七二	安永元
三二五 五九 八七 六八	小村	一七七二	
一六六 四三	大村	文化八 一八一	文化八
一七八 一七五 六一 七八 三〇	小村	一八一	
一六七 四三	大村	文化一一 一八一四	文化一一
一七八 一七五 六一 七八 三〇	小村	一八一四	
一八一 五五	大村	明治五 一八七二	明治五
二八六 四八 六〇 三〇	小村	一八七二	

在 町					
合志郡	菊池郡	山本郡	山鹿郡	玉名郡	葦北郡
大津(一六三)	隈府(五二)	味取新町	湯町(三三〇)	大島(四二)	陣
新町			新町	関(二二〇)	日奈久(二六〇)
竹迫(二一〇)				肥猪(二七)	水俣(二二八)
				大浜(二八五)	田浦(五二)
				唐人町	浜村
				長洲(二九五)	

在 町	
豊後郡	阿蘇郡
佐賀関(二二〇)	吉田新町(二六)
	高森(三八)
	内牧(二四〇)
	宮知(三五)
	坂梨(五〇)
	宮原(四八)
	白丹(一七)
	久住(八三)
	野津原(七二)

七、村

(一) 村の変遷
村数の変遷 村には大村と小村がある。大村は明治以降の合併により合併された町村の大字であり、小村は小字である。地方自治体としての最小単位は大村で、庄屋にとって支配されていた。次に村数一覧を載せる。

計	海 大 直 阿 合 菊 山 玉 山 部 分 入 蘇 志 池 鹿 名 本	一、〇二二	(九六四)	一、五五三	一、三七二	三、六六八	(一、五三)	(三、八七六)	一、五九九	四、七七二	一、八〇三
		二二		二二	二五	一四八	一五		二五	一〇三	
		三九		四五	六三	一七九	(二二)	(二二〇)	四八	四二二	
		二		一八	一〇	五七			一五	一八五	
		八七	八五	一九九	一二五	四一二	二〇五	七三二	二〇六	七一九	二二五
		六一	六二	九二	七三	二二八	九七	八八	九七	八九	一一一
		六七	六六	七五	七四	八一	七九	一一四	七九	一一五	八一
		四四	四四	五六	六四	二二九	六五	一五六	六五	二二九	九六
		一一〇	一一五	二四八	一九三	三七五	二四六	六五一	一五二	六八〇	二二八
		三三	三五	六〇	四六	一三五	六三	一三五	六三	一三四	九六

注1 慶安四年の国絵図は豊後の記載を欠くので、村数の合計は豊後三郡分を含まない。

2 文化八年の官職制度考は、直入郡(九住手永)と大分郡(野津原手永)の記載がないので、村数はこの二手永分を除いたものである。また小村数は九住、野津原、関二手永を含まない。

3 明治五年村数は、中富手永が玉名郡より山鹿郡に移管された後なので、そのうち二九か村は玉名郡より山鹿郡に移されている。また豊後三郡は大分県移管後のため村数に含まれない。

右一覧は次の史料によって作製した。

- 1 寛永一一年……「肥後国郷帳」 県立図書館蔵
- 2 慶安四年……「肥後国中之絵図」 同右蔵
- 3 享保一六年……「細川宣紀時代手鑑」 圭室諦成蔵
- 4 安永元年……「肥後国志」
- 5 文化八年……「官職制度考」
- 6 文化一一年……「諸御郡村附帳」 圭室諦成蔵
- 7 明治五年……「大小区廢置分合」

村の分化

村の分化は水田地帯では中世に見られる。詫磨文書水永九年(一二七二)に南山室村があり、田中文書には建治三年(一二七二)に北山室が見られる。丘陵の畑作地帯では中世末に分化が見られるのは後の合志郡でも知られる。山間部の分化が進むのは近世末である。

肥後藩の村は寛永一一年一月八日幕府に提出された「肥後国郷帳」をもって基準とし、郷帳所収の村を本村とよび、本村から分化派生し、庄屋を立てて自治村となったものを枝村とよんだが、枝村は正式な行政単位とは認められていなかった。

しかし村の膨張や出村などで、便宜的に村を分け、庄屋をたてて別個の村をつくることは引続いて行われたので、枝村は増加する傾向にあった。これを統合したのが宝暦の「寄せ村」で、同七年(一七五七)一五八八人の庄屋中六二〇人を減少した。しかしこの村の統合は反って庄屋に大きな負担をかけることになったので、明和七年(一七七〇)より一部の分村を許可し、寛政一〇年(一七九八)には全面的に分村を許可した。以後村数は増加の一途をたどった。次に畑作地帯として、中世末以来分化のはげしかった合志郡について、その実情を見ることにする。

13南田島	13北田島		弘生	13江良	鹿水	平嶋	13二子	上庄	御領	埜付	原口	油古閑	竹迫町	一六〇四	慶長九
佐野	"	"	岡	南弘生	"	"	中林	和田	上古閑	御領出分	御領	野村	"	"	"
(七七)	(八六)	(三二七)	(二九三)	(七四〇)	(二九五)	(四三五)	(三八〇)	(四二〇)	一、一三一	三一九	二三四	二六〇	四三八	七一四	八七
二	三	七	八	二一	四	二一	一	三	〇	四五六	二二八	一	三	〇	四五六
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田島				弘生	"	"	"	上庄	御領	野村	"	"	竹迫町		
二、二五五				一、〇四八	三三九	一七二	三八〇	五七〇	一、〇九九	七六九	三一九	五六五	三〇六	六二七	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	野村	"	"	竹迫町	一六五一
南田島	田島	猪目	南弘生	弘生	"	"	"	"	二子	上庄	御領出分	御領	群	"	"
"	"	"	猪目	"	"	"	"	"	"	上庄	"	"	"	原口	"
一九八	一、二〇〇	一、〇五七	四三二	(一九七)	七二三	一、〇五七	二一八	四五六	五四一	五〇六	一、一三〇	三一八	二三六	二六一	四三七
"	"	"	猪目	岡	"	"	"	"	"	"	上庄	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

13 林 原	横 田	小 野 崎	内 嶋	打 越	平	北	13 東	13 辻	鳥 栖 本	13 灰 塚	板 井	須 屋	大 池	城 堀 田	積 雪	上 生	高 江	下 高 江	上 高 江										
三 萬 田	林 原	村 出 分	小 野 崎	小 野 崎	"	"	"	"	"	"	出 須 屋 分 村	須 屋	大 池	堀 田	"	上 生	高 江 出 分	下 高 江	上 高 江										
(二 六 五)	(三 三 六)	(一 九 八)	(一 九 七)	(一 三 九)	(七 六)	(三 九 三)	(七 七)	(三 二 二)	五 一 一	(三 四 一)	三 三 一	(七 七 二)	(一 五 八)	(七 四 三)	(一 五 〇)	(三 二 二)	(一 一 二)	九 四	(一 七 六)	(二 五 六)	(一 九 七)	(二 〇 四)	(二 〇 〇)	(二 四 〇)					
七	四	四	六	四	四	二	四	一	五	一	四	九	一	三	二	六	三	〇	三	一	四	六	五	七	八	六	七	六	六
二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
"	"	"	小 野 崎	内 嶋	打 越	"	鳥 栖	一、 九 六 九	板 井	須 屋	"	上 生	高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三 〇 五	四 七 〇	四 一 四	三 三 三	二 七 四	九 六 九	九 三 二	三 八 六	八 一	五 三 七	六 二 一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三 萬 田	"	"	"	内 嶋	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三 四 六	三 四 六	五 〇 六	四 六 八	五 〇 〇	(一 〇 四)	(五 五 一)	(三 四 二)	(八 四 六)	八 二 八	八 九 四	五 二 八	一 一 一	三 一 四	六 三 七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三 萬 田	"	"	"	内 嶋	打 越	"	灰 塚	板 井	"	"	積 雪	堀 田	上 生	高 江	上 高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	鳥 栖 北	鳥 栖 東	鳥 栖 辻	鳥 栖	"	"	"	"	上 生	高 江 出 分	高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

川	住	富	村		田	福	久	永
辺	吉	納	吉	富	吹	本	米	
出川 分辺	川 辺	百住 石吉 分村	二百住 石吉 分村	四百住 石吉 分村	百住 石吉 五	住 吉	出久 米分 村	出永 分村
一七九	四三〇	一〇〇	二〇〇	四〇〇	四九一	六六〇	二〇九	八一六
四	九	五	六	一	二	二	一三	四七
—	—	—	—	—	—	—	二	—
川	住	平	富	村	富	福	久	永
辺	吉	原	納	吉		本	米	
四〇六	一、 六八六	六二	二四〇	二四〇	七三六	四九〇	八八三	八一八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鳥 巢
後河 辺	〃	富 納	〃		分富 村出	〃	布古 閑	出永 分村
後川 部	〃	平 原	富 納	〃	〃	田 吹	〃	分永 村出
三六二	九二五	一〇一	二一九	六七〇	一四八	一、 二四三	一、 五七七	三五二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八二四
〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	出永 分村
〃	下住 吉	上住 吉	住 吉	〃	〃	富出 分	〃	永出 分
				〃	〃	〃	〃	鳥 栖北

右一覽は合志郡竹迫手永である。この地域は台地上竹迫附近の一〇か村以外は、合志川とその支流矢護川の流域で、水田地帯である。従って一覽の示すとおり、村の分化は早く行われていた。

注1 慶長年度は九年であり、一三年度のものは村名の上に¹³の数字を冠して区別した。この出典は『肥後豊後検地諸帳目録』（図書館蔵）と『肥後国検地諸帳目録』（熊大編）による。検地諸帳は各村分が完備してはいないので、慶長年度記載もれの村も、そのとき存在しないことを示すものではない。田島村は慶長九年には田島一村であり、同一三年には南北両田島村に分かれている。

- 2 寛永一〇年は合志郡人畜改帳による。他の年度の出典は前に記した。
- 3 人畜改帳には各村の石高が附箋に記されており、これには出作分が含まれているものもある。附箋説落し石高不明のものは、筆書の集計による石高を（ ）に示す。これには出作分を含まない。
- 4 中林村、北田島村、打越村、林原村、永村出分、富村出分、古閑村は人畜改帳に虫損部分があるので、判明するだけを集計した。
- 5 寛永一一年、慶安四年は本村だけで、枝村は記載されていない。
- 6 肥後国誌（安永元年）中の石高（ ）は、枝村分で本村石高中に含まれているものである。

(二) 分村の形式と名称

近世の事例によって分村の形式と名称を分類してみると次のようなものがある。

新開地 新開地には古閑・開・新地・新田・拵などがある。

(1) 古閑 古閑は新開地を意味する。内陸新開地にも海辺の干拓地にも行われている。寛永一一年の肥後国郷帳には九か村の古閑村が見られるが、文化一一年の村帳には一九か村となり、小村に至っては八六も数えることができる。これは単に「古閑村」と称する場合が多いが、親村の一字や位置を示す文字を冠することができる。楠古閑村（五町手永）は楠原村よりの分村であることを示し、奥古閑村（錢塘手永）

は肥後国志に「里俗上沖村ト称ス」と記しているように、「沖古閑」の意味であろう。古閑原村（中富手永）の末尾に「原」を附けるのは、古閑原（中富手永堂米野村の内）原古閑（正院手永田台寺村の内）などの小村から発展した畑作地帯の開拓村を示している。

(2) 開、新開、新地、新田新開地を意味する語がそのまま村名となったものである。開村は小村（郡浦手永下長崎村の内）にはあるが、大村にはそのままは用いられず、渋江開村（横手手永）のように親村名を冠する。山間部に見られる開田村（坂下手水）は、砥用手永柏川村、種山手永北大野村などに見る小村の開田村が発展したものであり、坂下手永開田村はその内に棚田村の小村を有することを見ても、その開拓の実情が知られる。新田村（河江手永）、新開村（郡浦手永）、新地村（野津手永）は海辺の干拓地に多い。新地は内陸新田の小村にも多いが、そのまま大村に発展したものはほとんどない。なお新開村には親村名を冠した内田新開村（錢塘手永）、分村の方角を示す西新開村（錢塘手永）、新旧を示す今新開村（池田手永）などがある。

(3) 拵 種山手永に拵村があり、小村には湯浦本町（湯浦手永）、津奈木村（津奈木手永）、神菌村（中山手永）に拵村、菅村（矢部手永）の囀村、猿渡村（矢部手永）の「かこひ」村などがあり、山間部の開拓村である。

成立の新旧 本村に対して今、新などの字をつける。本庄手永に本村があり、慶長年間飽田郡の糸山本村とその小村小糸山村は、後の大村としての糸山村と小糸山村となる。これに対し新しい年代の成立を示すのは、今村（池田・本庄・河原各手永）や新村（錢塘、廻江各手永）がある。親村に新を冠するものは新土河原村（横手手永）、新南部村（本庄手永）、などがあり、嶋新村は嶋村（横手手永）を親村とし、これより派生したものである。菊池郡には慶長五年（一六〇〇）すでに新古閑村が出現している。（検地帳）

出村 この部類には出目、外目、出分などがある。

(1) 出目 下益城郡中山手永に親村名を冠しない単独の出目村がある。玉名郡には宮内村を親村とする宮内出目村(荒尾手永)があり、宮崎出目村は享保頃には大村であったものが、(宣紀代手鑑)、幕末には宮崎村の一小村になってしまっている。小村についても出目は玉名郡に多い。

(2) 外目 南関手永に関町と開村を中心に、関下村、関外目村、関東村が派生している。

(3) 出分 本村を本分と称し、出村を出分と称す。慶長九年(一六〇四)菊池郡に木野本分と木野出分村があるが(検地帳)、その後木野出分村は姿を消した。寛永一二年の地撫帳から見られる米原村がその後身であろう。次に合志郡では前表のとおり寛永一〇年の合志郡人畜帳によれば、後の大津手永に上町村本分と出分かあり、高柳村は本分中人名の肩書に高柳村本分と記されている。もともと出分に対して、親村を本分と称したものの名残である。本郡においては本村八七か村について、出分は三か村の多数にのぼり、中世末より近世初期にかけての畑作地帯における新田経営の盛況を知ることができる。これらの出分は幕末になると、本村となったものは富出分村、永村出分、御領村出分の三か村で、また小村として名を残すものも五か所にすぎない。ここで注目すべきものに中窪田村と住吉村がある。人畜帳によって次に表示する。

	石 高	庄 屋 名
住吉村	六六〇石	住吉村与頭甚左衛門尉
住吉五百石分	四九一	住吉村出分庄屋仁右衛門尉
住吉村四百石分	四〇〇	住吉村四百石方庄屋半右衛門尉
住吉村貳百石分	二〇〇	住吉村貳百石庄屋与右衛門尉
住吉村百石分	一〇〇	住吉村百石方庄屋六右衛門尉

中窪田村四百石分	(四〇七)	中窪田村庄屋久右衛門尉
中窪田村百八拾石分	(二八〇)	中窪田村庄屋理左衛門尉
中窪田村九拾石分	(九〇)	中窪田村庄屋太郎兵衛
中窪田村出分		中窪田村出分庄屋孫左衛門

中窪田村の石高は原本に記載を欠くので、()に集計したものを入れた。中窪田村出分は原本の石高記載が虫損のため不備であり、判明する分だけを集計すると二二二石となる。欠損部分を加えると三〇〇石くらいであろう。

右表中住吉村庄屋甚左衛門尉は、住吉村組五か村の組頭を兼任している。他は五百石分以下各々庄屋を立てて、「四百石方庄屋」などと書いて独立した村の形態をとっている。このうち、五百石分が、人畜帳表題には「住吉五百石分」と書きながら、奥書には「住吉村出分庄屋」と書いていることは、出分成立の事情を物語っている。住吉村に対して、中窪田村では、出分は独立した庄屋を立てて分村的性格を示しているが、他は独立した庄屋を立てながら、何れも「中窪田村庄屋」と肩書きをつけて、独立した村とはなっていない。

合志郡は畑作地帯であるが、住吉村は合志川に臨み、中窪田村はその支流矢護川の流域にあるため、右両村は水利に恵まれ、水田耕作の可能な地域である。従って開発も早くすすみ、分村的傾向も早く現れたものである。

大小 単に大村(高田手永)、小村(野尻手永)とよぶ場合には、そのままでは親子関係を知ることができない。大岩野村・小岩野村(中山手永)、糸山村・小糸山村(五町手永)、吉松村・小吉松村などは親村と子村の関係が明白である。

位置 上・中・下によって本村と分村を示す。荒尾手永の井手村(七三五石)は俗に本井手村と称し、これを親村として上井手村(八〇石)、中井手村(六一六石)、下井手村(三七七石)が分派している。五町手永

立田村は慶長年間にはすでに上下の分派が見られる（慶長九年検地帳）。肥後国志による石高は、上立田村六〇七石、下立田村三二六石であるが、郷帳の示す石高は四〇九石と五五五石であり、下立田村を親村としたことが知られる。八代郡高田手永の片野川村については次の分村の経過が見られる。

慶長九年	寛永一一年	慶安四年	享保一六年	安永元年
？	上片野川村 (一一八九石)	〃	上片野川村 北片野川村 下片野川村	〃 〃 〃 (九九二石) (七四〇石)
下片野川村 (一〇四二石)	〃	〃	中片野川村	〃 〃 (七三五石)

〔注〕慶長九年は「肥後豊後検地諸帳目録」（熊本県立図書館蔵）による。
他は前出

方位 東西南北の方位を親村に冠して分村とする。いま上益城郡木倉手永の上野村について見るに、寛永郷帳と慶安国絵図では西上野村と南上野村に分かれているが、以後享保までの間に西上野村より北上野村を分派し、南上野村より東上野村を分村していることが知られる。

合成 上中下と方位を合成して使用する。河江手永小野村について、次のような分村の経過を見ることが出来る。

小野村は南小野村とも称する。寛永郷帳の石高よりみても、小野村を親村として、北小野村を派生したことが知られるが、その分派はすでに中世に行われていた。享保ごろまでは南小野と北小野の二村のみであるが、以後安永ごろまでの間に、両村の中間に南小野村より中小野村を派生し、ついで中小野村が上中小野村と下中小野村とに分離したと考えられる。すなわち南北と上中下が合成されて、分村をつくったものである。

慶長 九一 二	寛永一 一	享保一 六	①	②	安永 元
北小野村 (三三八石)	南小野村 (七五石) 小野村	〃	南小野村 中小野村	下中小野村	小野村(八六石) 上中小野村(四四六石) 下中小野村(四二九石) (五六二石)

〔注〕①『肥後国郡高村附』熊本女子大所蔵
②『肥後国村名ノ内』申川齋所蔵

(三) 村組合(五か村組)

災害の共同防除、堤防普請・用水路管理・川浚いなどの灌漑治水から、入会地・風俗・農村秩序の維持、信仰祭礼など共通の利害関係をもつ隣の村が、五か村くらしを基準に組合を構成したもので、明治三年の郷組の基礎となるものである。ただ明治三年の組は郷(旧手永)と村との間に設けられた自治体であり、その責任者である里正がおかれたのに対し、この村組は自治体ではなく、単なる村の連合体にすぎず、したがって組の責任者はなくて、村庄屋は同等な立場で寄合協議を行い、あるいは文書に連印したものである。組名は村組中の首村名をとって附けることもあり、また首村の庄屋をもって代表とすることもあった。次にその例をみよう。

山鹿郡中村手永においては、惣庄屋遠山弥二兵衛は、安政三年(一八五六)各村に諸作物の仕法を詳しく調査報告させているが、そのうち久原村など六か村は共同報告書を提出し、その末尾に次のとおり記している。

今度田畑惣産稼穡調被仰付候に付、私共組合村々一致之所柄にて、万端同様之儀に御座候間、私共打寄精々相調申候処、右之通に御座候、為其連名之一書付を以申上候以上、

安政三年八月

名塚村庄屋当分 甚三郎

今田村庄屋当分 新左衛門

久原村庄屋 平左衛門

上吉田村庄屋 太左衛門

雲仙村庄屋 湖上又平

下吉田村庄屋 水足八郎助

遠山弥二兵衛殿

(熊本女子大編「肥後藩の農業構造」所収『久原組六ヶ竹田畑惣産稼
稿しらべ帳』)

右のうち名塚・今田・雲仙の三か村は枝村であり、この六か村をもつて村組をつくり、久原村を首村として、久原組とよばれていたのである。

託摩郡田迎手永のうち田迎・八反田・田井嶋・重富・出仲間の五か村が五か村組をつくり、「五ヶ村組田迎村庄屋」と署名しており(熊本女子大所蔵嘉

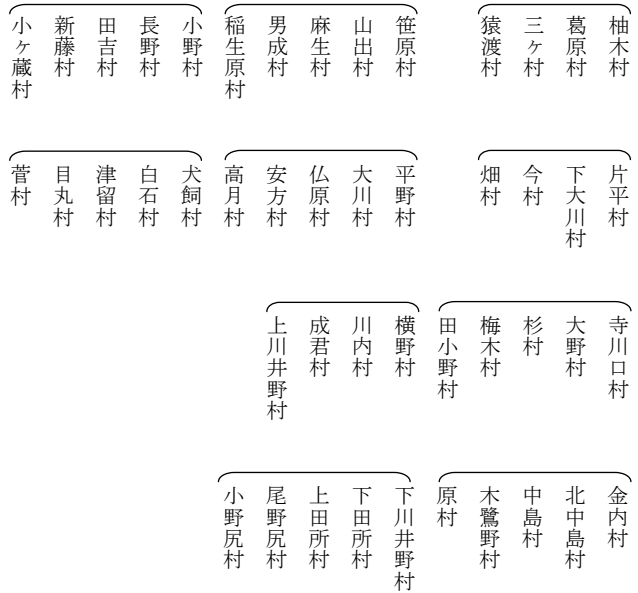
永七年、文久三年『出仲間村当御土免割御帳』)、玉名郡南関手永においては文化一〇年(一八一三)に次のとおり一〇か村くらいの組合がつくられている。

庄屋中諸御用筋等申談候付村組合左之通			
関町	上長田村	肥猪東村	南板橋村
関村	庄寺村	肥猪村	山十町村
関東村	今村	相谷村	上十町村
関下村	下長田村	野田村	中十町村
関外目村	宮尾村	上大田黒村	上和仁村
小原村	田原村	大田黒村	中和仁村
久重村	赤坂村	平野村	和仁村
右一組	安原村	岩村	上吉地村
	坂上村	上岩村	吉地村
	東坂上村	上津原村	東吉地村
	肥猪村	芋生田村	右一組
右一組			

右之通相究候条別紙口達書並寄合文案帳写取之上可有受印候以上
西 九月十五日 河野太郎助
右村々庄屋中
(熊本女子大所蔵『寄合につき申渡覚』)

南関手永の惣庄屋河野太郎助は、手永の村々を四地区に分けて、右の四組としたが、これは「五ヶ村組」でなく、ただ村組としており、一組の村数も七か村一、一〇か村一、一か村二となっている。この村組も文政年間になると五か村単位となってくる。文政七年(一八二四)五月玉名郡代より婚礼葬礼の奢侈を取締るべき布達を受けた河野太郎助は、庄屋にこれを伝え、「能々心を付被申五ヶ村組限」の請書を提出すべき旨を命じ、庄屋達は「五ヶ村組合限御請書差上」として、和仁村庄屋又左衛門、中和仁村庄屋新五、上和仁村庄屋伝助、中十町村庄屋宇助、山十町村上十町村庄屋兼帯坂本龜次の五名で連名して請書を提出している(熊本女子大蔵『御制度筋和仁村庄屋等御請扣』。宝曆一三年『小田手永川島村地引合見図帳』)によれば下分田村、小柳村、川崎村、分田村の四村一組と、大浜町、横島村、寺田村、川島村の四か村一組の村組が見られる。上益城郡矢部手永においては嘉永二年に次の五ヶ村組合が見られる。

下馬尾村	牧野村	市原村	入佐村
千滝村	荒谷村	山田村	黒木尾村
浜村	白小野村	芦屋田村	川又村
浜町	万坂村	長田村	名連石村
下市村	藤木村	南田村	上名連石村
轟村	勢井村	上司尾村	下名連石村
桐原村			



(四) 村役人

村方三役

村政機構は前述の郡政機構中に図示しておいた。このうち庄屋・村横目・組頭を村方三役とよんでいた。

庄屋は先の合志郡一覽にも見るとおり、初期のころには高六〇〇石くらい以上の村には一か村に二名あって、一村一名とは限らなかったが、後には一村一名の基準が立てられ、分村によって生じた枝村にも一名の庄屋がおかれ、合志郡油古閑村のごとき、戸数一戸の村にも一人の庄屋がいるなど極端な例さえ見られた。また分村はしなくとも村高千石以上くらいの大きな村には庄屋を二人置いたところもあり、また村を二つの組に分けて、各々庄屋をおいていた。例えば宝暦元年山鹿郡中村手永三

(熊大所蔵下田家文書『手控』)

二か村のうち、高橋村(二、〇一九石)、下御宇田村(二、〇七〇石)、方保田村(一、一五〇石)にはおのおの庄屋二人が置かれ、下内田村は上下の二組に分け、各一人の庄屋をもっていた(中村手永御蔵納手鑑)。そのため庄屋数は増加するばかりであったので、藩主重賢の緊縮政策による行政整理の一環として行われたのが、先に述べた「寄せ村」である。しかし文化年間ごろより、農民の強い要望があり、また特殊な事情があれば、村の独立が認められて、村数は増加し、庄屋数も増加していった。庄屋ははじめ世襲であったが、宝暦ごろから転任が行われ、最下級の官僚的資格をもつようになり、また数か村兼任の庄屋もおかれた。庄屋に対する給与は給米、筆紙墨代、引高として支給された。給米は村高千石について一石五斗の割で支給し、筆紙墨代の支給高と引高は次表のとおりであった。(拾芥圃記)

村高	筆紙墨代
一〇〇〇石以上	米一石二斗
一〇〇〇石以下	八斗二升五合
四〇〇石以下	五斗七升五合

宝暦の寄村で、筆紙墨代は一か村分だけの支給となり、引高は従来のものの三割増となった。表では()内に示してある。次に引高の実際について、下益城郡河江手永の数か村を例として次表でみることにする。

村高	引高
一〇〇〇石〜一〇〇〇石	六〇石(七二石)
一〇〇〇石〜八〇〇石	五〇(六〇)
八〇〇石〜六〇〇石	四〇(四八)
六〇〇石〜五〇〇石	三〇(三八)
五〇〇石以下	三六石を割合せ

村名	村割	引高	一〇石に付	代	銭	米にして
△東海東	一、〇一一	六〇	五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
△北海東	九三三	五八	五五	三〇八	三〇八	三〇八
△西海東	七六四	四五	五〇	二二五	二二五	二二五
西小川	四九八	三〇	五〇	一五〇	一五〇	一五〇
江頭	五〇〇	四〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
竹崎	一、二〇五	七〇	五〇	三五〇	三五〇	三五〇
△北新田	五〇五	四〇	三七、五	一五〇	一五〇	一五〇
内田	六一三	四〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
大野	一七八	一〇	五〇	五〇	五〇	五〇
南萩尾	五五〇	三〇	六〇	一八〇	一八〇	一八〇
豊福	七一四	七〇	六五	四五五	四五五	四五五
下郷	九五二	五〇	四〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

(注) 1、「文政九年河江手永諸役人給米根帳」(本田知行蔵)による。
2、△は宇土支藩知行所を示す。

3、表中豊福村の村高は、肥後国志によると、一、二二四石で他は何れも国志所収の村高と同じであるので、木表の豊福村石高は疑問がある。

河江手永の引高は前表の引高割の宝暦の二割増によらず、むしろ旧引高割によっているようであり、村高と地味の肥瘠によって、引高と米一〇石についての引高代銭を三七匁五分乃至六五匁と定め、それによって全引高代銭を算出し、これを一匁米一升の割で換算して、庄屋の年貢から差引くことにしていた。

以上の三表を基にした河江手永村庄屋給与の数例を見ると次のとおりである。

村名	小庄屋給	筆紙墨代米	引高掛出米	計
東海東	一五、六八三 ^升	一七六、〇〇〇 ^升	一三四、六二〇 ^升	四六一、三〇三 ^升
西海東	一四、七三七	二二、二〇〇	九九、四二二	三三七、三九九
江頭	七五、〇九九	八三、五〇〇	七七、九五七	二三五、五五六
竹崎	一八、〇八四二	二七、〇〇〇	九五、三四	四〇三、〇六六
大野	二六、七九八	五七、五〇〇	二二、二八	一〇五、五〇六
豊福	一八、二四八	二七、〇〇〇	八四、三〇	三九三、五五六
下郷	一四、九四七	八三、五〇〇	七六、二四	三〇一、五七一

村横目は手永手付横目の指揮をうけて、村の取締にあたった。頭百姓は五〇石に一人の割で本百姓中から選ばれた。その任務は百姓の代表者として年貢出納の監視や村人用割賦に立合うことであった。頭百姓の受持区域が組とよばれていたことは、任命の際の起請文前書中にも「御高札の面…：精々相守、銘々請持の組の御百姓中に御沙汰可申候」とか諸上納御取立方の儀…：請持の組中私共より取立相納め」(役人馬の儀組中かたおちなき様入念可申事)(内村政光『肥後藩の農村制度』)など記されていることでも明らかであり、受持の組は、その人名をつけて呼ぶ場合と、小村などの地名をとって呼ぶ場合とある。南関手永山十町村では、文化三年六八戸の村に頭百姓二人あり、貞助組、次平組とよばれ、その事に一人の伍長がいて、五人組を統率していた。(熊本女子大蔵『山十町村申上覚』)

五人組 百姓は伍長の下に五人組をつくっていた。五人組は初は切支丹取締を目的に設けられたが、後には田畑の耕作、収納・年貢などの相互扶助と連帯責任および犯罪の防除と連座制を定めたものであった。次に五人組規約の一例をあげよう。

天保十二年丑八月詫摩郡田迎手永出仲間村御百姓共五人組合帳

五人組頭助七

五人組頭仁平次

組子仁右衛門

組子儀三

九左衛門

彦左衛門

(以下六人)

(以下六人)

五人組頭庄三郎

五人組頭嘉平次

組子庄次郎

伝四郎

平右衛門

伝次郎

(以下六人)

(以下七人)

五人組頭弥助

五人組頭又右衛門

長助

新次郎

伝助

庄助

(以下六人)

(以下八人)

合六組

右五人組合相守可申簡条之儀

一、御高札之面、其外従公儀被仰出、御自分方御法度之趣、臨時之御触共に堅相守(下略)

一、田畑地拵根付等時日不移さず草浚肥等之手入随分入念、組合之内病人等有之節は、組中より扶け合(下略)

一、御年貢諸上納共、組合申談相励、少も無滞相納可申候、(下略)

一、五人組之義、親類縁者組合不申様、尤人数少き所は、親類縁者組合不申候て、指支申儀も可有御座(下略)

一、村人数多少に寄、五人組宛之組合難成所は、六七人或は三四人も組合可申(下略)

一、右之通組合相極、御根帳御達申上候上は、若内々にて組替等決して堅不被為叶(下略)

一、米錢五人組並に抜仰付候稜々有之節は、何も奉畏違背仕間敷(下略)

右之趣堅相守可申候、為後年五人組名前之下に御請印仕、御根帳差上置申候処如件

天保十二年八月

出仲間村頭百姓

政七 幸助

(熊本県史料集成一〇『肥後藩の農民生活』)

波居原	満願寺	万城寺	江古尾	幸野	北里	萩原	西里	土田	宮原	黒城	黒石	村名	宮原町別当一	小国、九住二郡代
三三四	四〇二		二二六	五一〇	二九六	五四三	七七二	三六六	三五四	一九七	四二五	村高	同町問屋二	惣庄屋一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	村庄屋	御口屋番一一	御山支配役一
二	二	—	—	二	—	三	三	—	三	—	三	頭百姓	御口屋番一一	郡代手附横目一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	村横目	御口屋横目二	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	村肝煎		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	山之口		
					下城兼任 西里兼任			下城兼任	柿迫兼任					

この史料で見る五人組は、一人一人組、一〇一人組、九人四組の六組であり、竈数六〇の小さな村であるが、庄屋一人、頭百姓二人、五人組頭六人、組子五人という封建的な秩序と階級が定められていた。この例のように、五人組は必ずしも五人一組とは限らず、下益城郡杉島手永著町村では、嘉永四年には、六人四組、五人五組、四人五組、三人四組の一八組であった(城南町史)。

最後に阿蘇郡北里手永を例として、地方役人の人員を表示してみる。

計	湯坂中馬赤若関杉下柿蔵上 田下原場馬宮田田城迫園田							
七、七一九	五一〇	一八七	一七一	二六八	五四〇	一五八	五〇五	
一二	—		—		—		—	
四〇	—	—	—	—	三	—	—	二
一二	—		—		—		—	
二七	—	—	—	—	二	—	—	—
八	—		—		—		—	
		—	—	—	—	黒淵兼任	馬場兼任	幸野兼任

注 石高は幕末の村高を記載したものが見出せないもので、肥後国郷帳によって記載した。従ってその後派生した枝村については石高の記載がない。

(五) 村 寄 合

村寄合とは村民の協議決定の機関で、庄屋寄合・頭百姓中寄合・村中惣寄合の三つがある。

庄屋寄合 村々の庄屋が手永会所に集合して行う寄合で、会所寄合ともいう。これは一手永あるいは一組の庄屋たちの会合であるから、厳密には村寄合とは云えないものである。庄屋寄合の主要な目的は、法令の趣旨徹底と、年貢収納に関する上意下達にあった。次に文化一〇年（一八一三）八月南関手永の一例をあげる。

- 1、家業出精
- 2、蒨上収納
- 3、他所日雇禁止

- 4、儉約筋違反取締
- 5、博奕の禁
- 7、年貢皆済までの心得
- 8、乗馬の禁
- 10、富札の禁
- 11、旅人取締
- 12、鳥乱者取締
- 13、喧嘩出入の禁
- 14、徳利酒売の禁
- 15、神拝祈念
- 16、墓所清掃
- 17、草刈り規定
- 18、竹林盗伐取締
- 19、馬売買
- 20、野荒し取締
- 21、盗難占の禁

〔寄合につき申渡覚〕……熊本女子大編『肥後藩の農民生活』一九九頁

右の頭書にみるとおり、遵法の申合せが主であるが、他方庄屋の自主的な申合せもあつた。文政六年（一八二三）南関手永庄屋の申合の例をみる。

- 1、年始歳暮之事 年始三日の接待は軽く行う。歳暮の品も軽く送る。
- 2、五節句之事 上巳端午は餅粽を親と師家へ送る。
- 3、婚礼之事 庄屋・頭百姓・五人組・親類に膳前に酒一度出す。嫁を連れてきた者には飯後に吸物と肴三種。
- 4、孫祝之事 親類縁者に一汁二菜の接待
- 5、宮龍之事 秋の彼岸の組別の一日一夜籠は従前のとおり、村中の惣籠も神酒披露して従前どおり。
- 6、月講之事 寺のある村は毎月寺詣りしてきたが、各人自由に参詣する。寺のない村は講坊主を間合い手年に三四度まで参詣。
- 7、馬繕之事 酒五合宛で手輕に賄う。
- 8、改名又は元服祝之事 改名は村寄合で披露し、祝いは五長まで招き神酒披露、元服祝と若者組入杯は飲食を出さない。
- 9、参宮其外旅行致候節餞別土産見送等之事 参宮の餞別と土産は少なくする。他の宮廻り、旅行などは一切餞別土産を行わない。
- 10、湯治行之事 土産、酒迎など前々通り禁止。
- 11、家作又は家財道具等之事 百姓相応の家作道具であるべきこと。
- 12、頼母志講之事 百目以下は飯無し、三百目以下は一汁二菜の賄。
- 13、井手積・堤せんぬき之事 初度だけ二三合宛の神酒上げ。
- 14、多人数打寄、酒を取はやし不申様にとの事 休日などの「ひかり酒」、勝手な飲食など禁。

15、祭礼之事 吸物無し、手作野菜二種、本膳は一汁二菜、祭後の桶すすぎなど振廻禁。

16、神座之事 酒三篇肴三種、本膳は一汁二菜。

17、田植過作揚之事 田植済後三四日休息して、酒など吞まぬよう。

18、踏物之事 雪駄、塗下駄など履かぬよう。

19、御制度品之事 禁制品を使用しないこと。

右頭書一九か条申合せ、庄屋一同より惣庄屋河野太郎助宛伺を出している。(「南関郷庄屋中申合覽」……前掲書二〇六頁)

頭百姓中寄合 頭百姓の寄合である。頭百姓は五〇石に一人の割合であるから、石高の小さな村ではその人数も僅少であり、頭百姓に代わって五人組の寄合として行われる場合も多い。杉島手永著町村の場合もこの例で、同村は竈数七六の村であるので、五人組頭寄合をもって頭百姓寄合とよんでいる。左に嘉永四年(一八五二)同村寄合の頭書を示す。

五月一四日	田根付	村番雇人	田植昼飯
	日雇賃錢	古猫伏	祈禱日取
五月二三日	当夏出銀	外畑根囲	馬放飼
	水神鳥居	井樋取扱	作荒
	去年上納取扱		
一〇月八日	御蔵払米拵	日銀	恩米
	抜米	新手堀出夫	儉約
一月八日	御飛脚米	用心米取上方	頼賃
	払子造用	津出し日限	当日買物
	俵懸り取上	初下り	二番三番下り
	俵勘定		
一月二六日	当銀上納	出夫免	粮物拝借料
	造用不足割賦	鳥追給	講会

(松本寿三郎氏「肥後藩における村寄合について」……熊本大学『国史論叢所収』)

右の頭書でも知られるとおり、この寄合は頻繁に行われ、庄屋寄合で伝達された法令や仕法を具体化し、村民に徹底させるためのものである。**村中惣寄合** 村政に対して村民の総意を知るために、また重大事件処理については村民の審判を得るために開かれる村民大会で、惣百姓中寄合ともいう。著町村においては例年正月一日の初寄合の決議は、その年の村政の基本となった。次に嘉永四年の頭書を挙げる。

正月十一日惣百姓中寄合頭書

- ① 人別血判之事
- ② 人数増減札方之事
- ③ 農馬改メ方之事
- ④ 御高札之面并御法度筋御教諭書御受別冊印形之事
- ⑤ 当春難洪二付取続方格別心懸ケ粮物拝借等二心を寄せ不申出精仕候様
- ⑥ 夜仕事無懈怠相勤候様尤山行公役之無差別
- ⑦ 外畑畝之事此儀前々之通闇取尤三番割是迄之事
- ⑧ 葬式之事但此儀一切費ケ間敷儀差止メ可申事
- ⑨ 一、にぎり飯なし
- ⑩ 一、酒一切なし尤墓掘有含合之酒壺升宛
- ⑪ 一、戻り夫方え酒代等決て遣し申間敷事
- ⑫ ⑨ 中塘筋え珍竹植附可申候、尤今十一日より十六日迄二地主より植付不申候得者、脇方より植付、盛長之節ハ其者剪取可申究メニ候事
- ⑬ ⑩ 井手筋柳株并同挽上剪取者、植付置候竹木をそさし候者、坪石千斤宛過役
- ⑭ ⑪ 千原村境棒塘え竹植付可申事

(城南町史四六五頁)

また同村天保一四年(一八四三)の「村極め」のうちには、「諸公役之節空口持籠編之事」として公役のときの空口や持籠の大きさを規定し、嘉永五年には、天満宮九五〇年祭や辻堂修覆のことを決議している。しかしこれら「村極め」は全てが村独自のものではなく、前記嘉永四年のものも、行政上の調査や勸農、儉約など在中締方の定法を含み、著町村独

自のものは、⑦と⑩以下である。

重大事件処理についての惣寄合を菊池郡米原村の例についてみる。

享和二年十二月廿八日 村若者中夫銀門懸りの事に付兎や角申分致。

享和三年正月八日 晩勝次身分に申談有之由にて、村中若者共不殘徒党いたし、此家へ打寄、勝次を引出申など、右に付色々申分大事の態、勝次脇差を抜候に付、若者中は打もの等持參致、夜明迄大事、市兵衛見候に付少しは成訥。

十日 市兵衛見居村中惣寄有、徒党之頭取吟味致懸候処、夕方に成、不当之儀を頭百姓を以申達。

廿八日 晩勝次一件八ヶ間敷事に付寄有由。

（熊本史学一七号所収『米原村庄屋日記』）

一〇日の村中惣寄合の議題の一つに、徒党を組んだ若者の首謀者吟味の件が挙げられ、その行動不当の決定がなされたわけである。

—この項松本氏前記論文及び城南町史によるところが多い—

第三節 相良藩と天領

一、相良藩

球磨群一円二万二千石は相良氏の所領である。相良氏の勢力は鎌倉時代以来六七〇年の長きにわたる。その支配は時には葦北に及び、一時八代に進出したこともあったが、多くは球磨郡に限られていたので、相良氏の支配体制には、近世に至ってもなお中世の遺制を残したものがあつた。人吉城を中心とした一三の外城は、薩摩の外城制に似たもので、武士は城下に集中せず、外城その他に分散していた。いま安永三年（一七七四）の三才以上人口構成を表示する。（熊本県史料集成一四による）下表で注目すべきことは、無給である郷土の数がはなはだ多いことで、百姓の半分であり、全人口の二二パーセントに相当する。また天保元年（一八三〇）の藩士分限帳によれば、知行取の人吉城下居住者一五二名、外

徒士以上	八、五六五	郷士	一三、三〇一
組の者	四、二一八	百姓	二七、三二二
三反地士	二、六七九	町人	二、四六四
水主	四六六	その他	六一七
計	一五、九二七	計	四三、六九四
総計	五九、六二一		

城居住者二九名、扶持米取は城下一四七名、外城その他二三八名となっており、武士階級の地方居住者の多いことを物語っている。

行政機構 最高職の家老の下に次の諸職がおかれていた。

奉行 社寺・勘定・町・郡・作事・切支丹の六奉行

用人 大目付 平目付 近習頭 右筆頭 台所役 買物所役 蔵役

蔵役は領内一か所の蔵の取締に当たる。

番所 大坂（一勝地）・間・神瀬・大畑おこは

八代仮屋 球磨川口の植柳を加藤氏時代より借用して、ここに相良藩の船屋敷と番所をおき、水主を居住させた。前表の水主四六六人中球磨に居たのは一三人で、他はすべて八代仮屋に居たものである。

地方行政についてみれば、城下人吉は町奉行の支配下であり、町を五日町・九日町・七日町・二日町・紺屋町・鍛冶屋町・大工町・新町・田町の九筋に分かれ、各一人の町別当（鍛冶屋町は二人）をおき、その下に乙名があり、また一二の五人組をつくり、その長として組頭がおかれていた。この五人組制度は文化四年（一八〇七）には士屋敷（小路方）にも実施した。

諸郷は領内五八か村を郡奉行に支配させ、各村には庄屋・横目・竹木・上目付・村目付・触頭・惣頭・組頭・非常役を置いた。惣頭は二五人の長で、肥後藩の頭百姓に当たり、その下に五人組があつた。

計	三 五 谷 村	九	四 一 村	三	四 〇 村
	〃	〃	〃	〃	

(注) 本表は次の史料による。

寛永一一年 求麻郡郷村高辻帳

慶安四年 肥後国絵図

享保二年 相良近江守領地目録

天保五年 球磨郡一円郷村高帳

右各村のうち「谷」の本田高と新田高を表示すると次のようになる。

本田高	新田高	計	谷名
二、五一六 ^石	一、八四二	四、三五八	多良木村
九一四	二、九七五	二、八九九	一武村
三三三	〇	三三三	晴山村
一一一	六三	七四	大牟田谷
七	四六	五三	松之谷
一八	六一	七九	每床谷
四一	一七〇	二二一	一勝地谷
二四	七〇	九四	大瀬谷
二九	一五四	一八三	神瀬谷
〇	〇	〇	五木谷
〇	〇	〇	皆越谷
〇	〇	〇	槻木谷
本田高合計 二二、一六五	新田高合計 二一、〇七六	惣高 四三、二四一	

比較のために本田高および合計の最高多良木村、新田高最高の一武村、本田高新田高最低の晴山村の石高を挙げておく。(求麻郡郷村帳による)

大牟田谷以下の各谷は、晴山村の高より大きいものもあるが、みな石高低く、開発のおくれたところである。これらの谷が開発され、無高の五木以下二谷を除いた六谷が、村となるのは、前表によって慶安と享保の間であることを知る。

相良氏は球磨郡のほか、日向椎葉と米良の両地を支配していた。もつとも実情は椎葉は現地の支配に任せられ、米良は米良主膳の支配に任せられていた。安永三年椎葉は郷士三、三〇二人、百姓一、一五四人、出家社人二七人、合計四、四八三人の人口があり、米良は士分二二六人の人口であった。いま慶安の国絵図によって、米良各谷の実情を見ると次のとおりである。

上板屋谷(人居ばかり)
 納瀬谷(人居ばかり)
 米良谷(三石)
 本米良谷(人居ばかり)
 田無瀬谷(人居ばかり)
 小河村(一六石)
 鳥栖谷(倉ばかり)
 別府谷(人居ばかり)
 寒川谷(人居ばかり)
 岩井谷(人居ばかり)
 弓木谷(人居ばかり)
 登野内谷(人居ばかり)
 浜砂谷(人居ばかり)
 坂本谷(人居ばかり)

下板屋谷(一石)
 尾八重谷(人居ばかり)
 津留谷(人居ばかり)
 竹原谷(倉ばかり)
 轟瀬谷(人居ばかり)
 八重谷(倉ばかり)
 朔日谷(倉ばかり)
 内之畑谷(人居ばかり)
 椎葉谷(人居ばかり)
 猪之窪谷(人居ばかり)
 中之俣谷(人居ばかり)
 銀鏡村(六石)
 横平谷(人居ばかり)

二、天草と五箇庄

天草の変遷 戦国時代天草五人衆（国衆）の勢力下にあったが、天正一五年（一五八七）豊臣秀吉の島津征伐に際し、五人衆は秀吉から所領を安堵されて、肥後を与えられた佐々成政の支配に属した。翌年佐々が失政によって処断され、肥後は加藤清正と小西行長に両分されて、天草は小西の支配に入った。さらに翌天正一七年小西の宇土築城合力を拒絶したこと、天草は加藤、小西連合軍の攻撃をうけ、五人衆のうち志岐麟仙は薩摩に逃亡し、天草種元は戦死し、他の大矢野種基・上津浦種貞・栖本親高の三人は降伏して、小西の家臣に組入れられた。

慶長五年（一六〇〇）の関原役後、加藤が肥後全土を領することになり、天草もその支配に属することになったが、その後二年にして清正は豊後三郡と天草との交換をうけて、天草は天領となった。

慶長八年天草は唐津城主寺沢広高に与えられた。広高は富岡に築城して番代をおき、栖本・河内浦・本戸に郡代をおき、天草を四万二千石として苛酷な徴税を始め、後の大乱の原因をつくっていった。寛永九年（一六三二）加藤忠広が改易され、細川忠利が肥後藩主となったが、間もなく一四年島原乱が勃発し、翌年二月乱が鎮定すると、七月には山崎家治に与えられた。家治は一八年（一六四二）九月に転封されて、天草は天領となり、鈴木重成が代官として着任し、富岡城は細川氏預りとなったので、富岡には細川藩士千人と兵船二〇艘が常駐した。代官鈴木重成・重辰の二代は大乱で疲弊した天草の復興につとめ、重成は天草の石高半減を願って自刃したほどであったので、幕府もその請をきいて、万治二年（一六五九）天草を二万一千石に半減した。寛永四年（一六六四）重辰が畿内に転じ、戸田忠昌が天草領主となったが、同一一年転封するとき、天草は将来天領たるべき旨を献言し、富岡城の本丸、二の丸を破却して、島民の負担軽減をはかった。よって以後は天領として日田代官支配・島原藩預・長崎代官支配・日田郡代支配と転々と変わってゆく。詳

細は次表に示すとおりである。（熊本県史一巻による）

種別	管轄	期	間	警備
私領	寺沢氏領	慶長八	寛永一五、四	寺沢氏
私領	山崎氏領	寛永一五、七	一八、九	山崎氏
天領	天草代官支配	寛永一八、一〇	寛文四、四	肥後藩
私領	戸田氏領	寛文四、五	一一、二	戸田氏
私領	天草代官支配	寛文一、三	正徳四、六	肥後藩
天領	日田代官預	正徳四、七	享保五、五	肥後藩
私領	島原藩預	享保五、六	明和五、三	島原藩
私領	日田郡代預	明和五、四	天明三、九	島原藩
私領	島原藩預	天明三、一〇	文化一〇、二	島原藩
私領	長崎代官預	文化一〇、三	天保三、二	長崎代官所
私領	日田郡代預	天保三、三	三、六	長崎代官所
私領	長崎代官支配	天保三、七	弘化四、四	なし
私領	日田郡代支配	弘化四、五	文久元、一二	肥後藩
私領	長崎代官支配	文久二、一	二、四	久留米藩
私領	日田郡代支配	文久二、五	明治一、一	島原藩

警備は嘉永六、一二肥後藩より久留米藩へ、安政六、一二島原藩へ移る。

郡治 寛永一八年鈴木重成の定めたものが行われ、富岡陣屋に元締・手代・手附を置き、遠見番として富岡詰四人、大江崎詰二人、魚貫崎詰二人を置いた。郡内は富岡に町年寄をおき、全郡八七か村を一〇組に分け、別表のとおり一〇人の大庄屋に支配させた。大庄屋は肥後藩の惣庄屋と異なり、居住する村の庄屋役であり、同時に組の支配役であった。

なお大庄屋は大体世襲であった。このほか浦方役として富岡に惣弁指、各浦に弁指をおき、延宝元年（一六七三）以後は山林支配のための山方役もおかれた。

組名	大庄屋名 庄屋数	村数	村名
砥岐組	藤田氏 八	九	。樋嶋 高戸 大道 姫浦 浦 二間戸 御所浦 棚底 宮田
大矢野組	吉田氏 八	九	。上 中 登立 合津 今泉 阿 楠甫 教良木 内野河内
栖本組	小崎氏 一三	一四	。大浦 須子 赤崎 上津浦 下津浦 大島子 小島子 志柿 下浦 古江 河内 打田 湯舟原 馬場
本戸組	木山氏 八	九	。本戸馬場 町山口 樋宇土 食場 亀川 楠浦 大宮地 小宮地 大多尾
御領組	長岡氏 七	八	。御領 鬼池 佐伊津 広瀬 本泉 下河内 新休 本
井手組	長島氏 五	六	。井出 城木場 上野原 荒河内 下内野 二江
志岐組	平井氏 三	四	。志岐 内田 上津深江 坂瀬川
	町年寄三 町庄屋一		富岡町

一町田組	野田氏 一二	一三	。一町田 下田 益田 今 久留 津留 市ノ瀬 平床 白木河内 立原 碓石 宮地岳 中田
久玉組	中原氏 六	七	。久玉 牛深 魚貫 深海 早浦 亀浦 宮野河内
大江組	松浦氏 七	八	。大江 今富 崎津 高浜 小田床 下津深江 福連木 都呂々

天草近代年譜による

村名の○は大庄屋居住地を示す

五箇庄 八代郡山中にあり、久連子、樅木、葉木、仁田尾、椎原の五か村を云う。高合四石四斗六升にすぎず、はじめ五人の地頭の統治を認めていたが、貞享二年（一六八五）住民が紛争をおこして、以後は天領となった。